

令和5年第5回久万高原町議会定例会

令和5年9月13日

○議事日程

令和5年9月13日午前9時30分開議

- 日程第1 報告第11号 損害賠償に係る和解及び損害賠償額の専決処分の報告について
- 日程第2 報告第12号 損害賠償に係る和解及び損害賠償額の専決処分の報告について
- 日程第3 報告第13号 工事変更請負契約の締結に関する専決処分の報告について
- 日程第4 報告第14号 工事変更請負契約の締結に関する専決処分の報告について
- 日程第5 議案第70号 令和5年度久万高原町一般会計補正予算（専決第2号）の専決処分について
- 日程第6 議案第71号 令和5年度久万高原町一般会計補正予算（専決第3号）の専決処分について
- 日程第7 議案第72号 久万高原町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議案第73号 久万高原町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 議案第74号 久万高原町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第75号 令和4年度久万高原町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 議案第76号 令和4年度久万高原町立病院事業会計決算の認定について
- 日程第12 議案第77号 令和4年度久万高原町立老人保健施設事業会計決算の認定について
- 日程第13 議案第78号 令和4年度久万高原町簡易水道事業会計決算の認定について
- 日程第14 議案第79号 令和5年度久万高原町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第15 議案第80号 令和5年度久万高原町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

- 日程第16 議案第81号 令和5年度久万高原町凶荒予備事業特別会計補正予算
(第1号)
- 日程第17 議案第82号 令和5年度久万高原町簡易水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第18 議案第83号 令和5年度久万高原町下水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第19 議案第84号 久万高原町教育委員会委員の任命について
- 日程第20 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第21 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第22 報告第15号 令和4年度決算に基づく健全化判断比率の報告について
- 日程第23 報告第16号 令和4年度決算に基づく資金不足比率の報告について
- 日程第24 報告第17号 令和4年度久万高原町の教育に関する事務の点検評価報告
について
- 日程第25 報告第18号 公益社団法人久万高原農業公社の経営状況報告書について
- 日程第26 報告第19号 株式会社いぶきの経営状況報告書について
- 日程第27 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

○本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

○出席議員(13名)

1番	熊代祐己	2番	高橋末廣
3番	光田優	4番	田村昭子
5番	瀧野志	6番	西山清一
7番	阪本雅彦	8番	大原貴明
9番	高橋誠	10番	大野良子
11番	森博	12番	岡部史夫
13番	玉井春鬼		

○欠席議員(0名)

○説明のため出席した者

町	長	河野忠康	副町長	佐藤理昭
教	育	長 小野敏信	総務課長	木下勝也
住	民	課長 沖中敬史	保健福祉課長	西森建次
環	境	整備課長 辻本元一	ふるさと創生課長	渡部定明
建	設	課長 猪上浩明	林業戦略課長	小野哲也
ま	ち	づくり営業課長 高木勉	農業戦略課長	菅和幸
会	計	管理者 藤岡和雄	病院事業等統括事務長	西村哲也
教	育	委員会学校教育班長 中川昌泰	消防本部消防長	大野秋義
代	表	監査委員 菅洋志		

○議会事務局

事務局長 篠崎慶太

事務局 (朝 礼)

議長 本日の出席議員は13名です。
定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

(午前9時30分)

議長 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

議長 日程第1、「一般質問」を行います。
質問時間は20分以内に制限しておりますので、要点を簡潔に、要領よくまとめ質問されるよう、議員各位の御協力をお願いします。
通告により、発言を許します。

(阪本雅彦議員を指名)

阪本議員 7番、阪本雅彦です。通告に従いまして、一般質問を行います。
国道33号の通行規制の現状と今後の見通しについて、お伺いをいたします。
近年の気象災害は、気候変動などの影響で激甚化、頻発化しています。中でも、事前通行規制がされる国道33号の通行止めは、住民の日常生活や、医療、福祉、経済など、多岐にわたって大きな影響を与えています。

また、規制区間を迂回するために、より危険と思われる山間部の道路を通行するなど、矛盾を抱えた状況にあります。

もとより、国道の整備は国の責任により行われるべきものではありませんが、実情を訴え、整備を促すことは、町の役割であると思います。

今年7月6日、県と松山への大動脈である松山市久谷から、砥部町千足間の規制基準雨量が、連続雨量300ミリに引き上げられたことは、その整備促進活動の成果であると思いますが、依然として町内の移動を制限する規制区間はあり、大きな課題であります。

このことについて、町長のお考えをお伺いいたします。

議長 理事者の答弁を求めます。

(河野町長を指名)

町長 阪本雅彦議員の質問にお答えをいたします。

議員の質問にもございましたように、大事な国道33号でございますが、急峻な厳しい地形や、脆弱な地質を有する地域に整備されていることもあり、落石等の発生や、あるいは事前通行規制区間の雨量規制によって、通行止めが生じ、住民の生活や経済活動に影響が生じているところでございます。

町としましては、事前の通行規制区間や、防災上、危険な箇所を解消するため、柳谷、中津から久万下野尻、松山久谷から砥部町千足間について、線形の改良、あるいは防災対策事業の推進について、本町単独で行動するのではなく、より大きな働きかけをするため、国道33号整備促進期成同盟会で、国土交通省本省、それから財務省等へ積極的な要望を行い、道路整備の重要性を訴えてきたところでございます。

先ほどお話もございましたけれども、国交省の配慮もいただきまして、松山市久谷から砥部千足間の規制の基準雨量が300ミリ、250から350ミリに引き上げましたことは、大変ありがたいニュースというふうに思っているところでございますが、まだまだ残されたところがございますゆえに、今後あらゆる機会を捉えて、住民や道路利用者に、不便を生じない整備促進を要望してまいりたいと考えております。

議長 (阪本雅彦議員を指名)

阪本議員 それではまず、本町における交通インフラは、近年、激甚化、頻発化する気象状況の前には、まだまだ脆弱であろうと思っております。

また、高知市と松山市を最短で結ぶ国道33号は、今お話ありましたように、急峻な四国山地を縫うように進むため、線形不良箇所が多く、冬季の積雪、凍結の危険とともに、今、お話になっておりますように、連続雨量の事前通行規制箇所が存在して、住民に多大な影響を与えておるところですが、まずその規

制の実態といたしまして、近年の通行規制の箇所、回数時間等についてお伺いをいたします。

また、これの解除される条件等についてもお伺いをいたします。

議 長 (猪上建設課長を指名)

猪上課長 阪本議員の質問にお答えいたします。

はじめに、平成26年度から現在まで、約10年間の通行規制の状況について、お答えいたします。

柳谷岩川で11回の通行規制、通算時間で267時間55分、美川栄重で8回、205時間10分。砥部町千足で4回、52時間26分と伺っております。

次に、規制解除の条件は、目安として、それぞれの区間で、時間雨量ゼロミリが連続で3時間経過し、その後、パトロールで異常が確認されなかった場合、もしくは目安として、それぞれの区間で、時間雨量2ミリ以下が連続で2時間経過し、かつ、大雨警報が解除されていること。土砂災害警戒情報による警戒指定地域が解除される見込みがある条件の上、パトロールで異常が確認されなかった場合が、規制解除の条件と伺っております。

なお、今年7月6日より、先ほどお話もありましたが、松山市久谷から砥部町千足間の通行規制基準が、連続雨量250ミリから300ミリに緩和されたことにより、通行規制回数は減少する見込みです。

議 長 阪本議員、よろしいでしょうか。

(阪本雅彦議員を指名)

阪本議員 今、規制の実態を教えてくださいましたが、ちょっと分かりにくいので、かみ砕いて言いますと、岩川では、10年で11回ですから、毎年1回以上規制が、24時間程度の計算してですけれども、そういう実態があると思います。

また、栄重については、8回、1回当たり25時間程度。また、千足につい

ては、13時間程度の、一旦止まると、それぐらいの長い時間、通行止めになるという実態であろうと思っております。

特に、今年8月9日から11日間の通行止めは、長時間にわたりまして、医療や福祉分野には大きな影響があったと思っておりますが、特に透析患者、また訪問介護の対応はどのようにされたのか、お伺いをいたします。

議長 (西森保健福祉課長を指名)

西森課長 阪本議員の質問にお答えします。

はじめに、通行規制中の透析患者への対応ですが、町が運行する透析患者の送迎バスを利用されている方が、通行止め区間内に居住する1名については、事前に連絡をとり、通行止め前日から、町内中心部の民宿で宿泊していただき、医療施設への送迎を行いました。

なお、自家用車で通われている方1名については、迂回路を利用されておりますが、通行に当たっては、注意喚起を行わせていただきました。

次に、訪問介護利用者のうち、訪問が欠かせない方については、それぞれの事業者を介し、地元の訪問介護員の派遣や、迂回路を利用した訪問などで対応し、また、どうしても迂回することができない家庭には、近くにお住まいの親族に依頼するなどの対応を行っております。

道路規制中における、医療処置や生活支援が不可欠な住民の皆様への対応につきましては、今後も事前の連絡や、事業者との連携により、十分に留意してまいりたいと思います。

以上でございます。

議長 (阪本雅彦議員を指名)

阪本議員 大変手厚い対応がとられたものと理解をしております。

しかしながら、迂回路を利用しての訪問等、実際行われておるようですが、ケアをされる側だけの視点ではなくて、ケアをする側の安全についても、留意された対応が、これからも求められると思うので、その点については、ここで

申し上げておきたいと思います。

また、解除がいつなされるかということも大きな問題ですが、通行規制が行われそうだという、事前の住民への広報はどのようにされているのかについて、お伺いをいたします。

議 長 (猪上建設課長を指名)

猪上課長 阪本議員の質問にお答えいたします。

国土交通省から本町へは、規制の事前予告、規制開始、規制解除の情報が届くこととなっております。

この情報を受けて、町では防災行政無線、メール、LINE、また、町のホームページで、町民の皆様へ規制内容の周知を行っております。

なお、国土交通省では、ホームページによる雨量情報の提供、通行規制の表示、また道路上に備え付けられている雨量情報板による雨量情報の提供、情報板による通行規制情報の提供を実施しており、なお、この内容は、町の広報8月号でお知らせをさせていただいているところです。

以上です。

議 長 (阪本雅彦議員を指名)

阪本議員 広報にて周知をされておるといことですが、この点については、なかなか雨量、気象条件のことでもありますから、何時間後に通行止めになりそうかどうかのような判断は、なかなか難しい状況にあらうと思いますし、そこを踏み越えていくことは、なかなか難しい現状であらうと思いますので、利用される方が、自分から情報にアクセスをしてということが必要になってこようと思いますので、このホームページ等を通じて情報を得る方法については、また梅雨のときであるとか、台風シーズン、今もそうではありますが、そういうときには、広報等に載せて、重ねて周知をお願いをしたらと思っております。

次に、昨年末に発生をいたしました中黒岩の落石による片側交互通行規制の解除の見通しについて、お伺いをいたします。

議 長 (猪上建設課長を指名)

猪上課長 阪本議員の質問にお答えいたします。

国土交通省からは、現在、落石箇所の関係者と用地交渉を行っている状況であり、用地取得後、速やかに対策工事を実施し、片側交互通行の規制解除を行いたいというふうに伺っております。

以上です。

議 長 (阪本雅彦議員を指名)

阪本議員 発生から、間もなく足かけ9カ月になろうと思います。

一向に対策工事も進んでないことについては、対策工事始まっていないことに関しましては、通行するものは不安と、忘れられておるんじゃないかというような感じを持っておりますので、早急に解除をしてもらおうべく、工事の着手をお願いをしたいところでございます。

冒頭、町長の答弁にありましたとおり、国道33号整備促進期成同盟の近年の活動について、お伺いをいたします。

悲願とまで言われた三坂道路の完成までに関わられた先人の方々の御苦勞、御努力は大変なものであったというのは伺っておりますが、今ありました、中黒岩以南の整備についても、継続的な整備促進活動が必要であろうと考えております。

また、30年以内の発生確率が70から80%と言われている南海トラフ地震などの大規模災害時に、市町だけでなく、県の垣根を越えた広域連携の必要性が叫ばれる中、国道33号線の有用性と強靱化は、国にアピールできるものではないかと考えております。

このことについて、町長のお考えをお伺いしたいと思います。

議 長 (河野町長を指名)

町長 国道33号整備促進期成同盟会の活動の内容でございますけど、先ほども申し上げましたように、活発に国土交通省、それから財務省への陳情は繰り返して行っておりますし、もちろん、その前段で、この沿線沿いでの会合も、回数も、結構きちんと定めて行っているところでございます。

その甲斐もあって、先ほどの砥部、それから途中までの区間の雨量は、とりあえずあのような形で、整備も進んだからというふうにも思っているところでございます。

議員がおっしゃられましたように、それ以南のところが、これからまた大きな、しっかりと対応しないといけないときに来ているように思うところでございまして、発生確率、年々高まる南海トラフ地震などの災害の備えとして、沿線地域の安全で安定した人流、物流を確保することは極めて重要であると考えております。

四国縦貫自動車道や、あるいは四国横断自動車道と連携しながら、様々な効果を沿線地域にもたらす33号線の整備は不可欠でございます。

今後も国道33号整備促進期成同盟会で、事前通行規制区間の解除に向けた整備促進に向けて、強く要望してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長 (阪本雅彦議員を指名)

阪本議員 昨日の議会冒頭の招集の挨拶で、町長も述べられましたように、規制同盟会の活動については、9月議会の冒頭で、毎年度報告をいただいておりますが、それについても、今後も現状を訴える活動を進めていただいて、1年でも早く、少しでも早く規制が解除されるように、また活動を促進していただきたいと思っております。

以上で質問を終わります。答弁結構です。

議長 阪本議員の質問を終わります。

続きまして、12番、岡部史夫議員。

質問は2問ありますので、一括して質問し、理事者答弁はそれぞれお願いし

ます。

(岡部史夫議員を指名)

岡部議員 議席番号12番、岡部史夫でございます。通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

2問ございます。

まず1問目は、人口減少に危機意識を持った対策をしていただきたい。

町の人口減少は、依然、進み続け、このまま手をこまねいていれば、後の世代にツケを回すこととなります。町の人口減少対策の評価が高ければ、子供の減少や、担い手不足は解消に向かうはずです。

今まで、町の議会答弁は、様々な課題を検討すると繰り返されていますが、地域事情をくんだ具体策もあまり見えず、弥縫(びほう)策を繰り返しているようにも見えます。果たして、町は危機意識を庁内で共有しているのでしょうか。

若者が町内で仕事に就き、希望を抱けるよう、生成AI活用も検討するなどして、施策の組み立てルールを見直し、戦略を点検すべきと考えますが、現状認識及び今後の対策を伺います。

2問目ですが、DX推進で町が目指すデジタル社会。要旨につきましては、新型コロナウイルス禍で、非対面、非接触が有効とされ、DX推進の機運が一気に高まりました。県内自治体においても、IT企業と立地協定を締結して、地元雇用や様々な連携を見据えるなど、自治体の動きは二極化しつつあります。

IT化は戦術であり、DXは戦略であると言われ、当町のDX推進状況が気になるところですが、町は推進に当たって、総合戦略を意識した上で、どのようなデジタル社会を目指そうとしているのか、お伺いします。

議長 1問目の質問について、理事者の答弁を求めます。

(河野町長を指名)

町 長

岡部史夫議員の質問にお答えをいたします。

本町の人口、合併以降4,000人近く減っております。現在、住民基本台帳で7,200人でございます。

町では、人口減少に歯止めをかけるため、移住の促進、あるいは子育て対策など、様々な取組を進めておりますが、自然減少も多く、この流れを止め、また、緩やかにするところまでは至っておらず、検証の必要性も感じております。本町のような中山間地の人口減少対策、移住促進だけで解決するものではありません。婚姻や、出生者の増加、あるいは高齢者の健康づくり、働く職場の確保など、多岐にわたる先進的な施策がかみ合い、うまく回ってこそ成せるものだと思っております。

そのためにも、その先頭に立つ私や職員の危機意識が必要であります。

そのため、毎月、人口動態の最新情報を全職員に周知、また財政状況など、機会を捉えて管理職を中心に説明を行って、一人一人の危機意識の醸成、新たな取組への着想に努めております。

また、年間200程度の人口減少ございますが、どこまで圧縮できるか、この課題に対応するためには、組織改革など、今後考えていく必要があるのではないかと考えております。

なお、議員からお話ございましたAIの活用ですけれども、社会的賛否両論あり、国でも研究進められておりますけれども、DXの時代でもございます。その必要性は感じているところでございまして、さらにAIも進化をしていくことと思われまます。

適正な場面での使用について、考えてまいりたいと思います。

議 長

岡部議員、よろしいでしょうか。

(岡部史夫議員を指名)

岡部議員

昨日の知事要望の際にも同席をさせていただきましたけれども、他の市町の首長さんも、この問題に関して、予想はしていたが、予想以上に現実のスピードが速過ぎると、追いつかないと。何とかしなければという、悲鳴のような声

も上げておられました。

人口問題に関して、厚生労働省が2023年6月2日に発表した22年の人口動態統計、概数ですけれども、これによれば、国の合計特殊出生率は1.26であり、2.00を切れば、当然、人口は減少すると言われていています。

町の人口は、2015年当時の8,447人が、2020年で7,404人となり、5年間で約1,000人減少しています。若い女性が町に残らない現状は、人口減少率を下げる工夫がなされているとは思えません。

子育て世代を含む生産世代、20歳から64歳の減少や、高齢化率が50%となる町の現状は、今後、税収減が進むことを見込んだ財源確保策や、予算対応を迫られます。

国のコロナ対応で膨張している財務体質を踏まえ、今後、自治体に対する交付税減の議論が高まっていけば、町は必然的に戦略的な縮小を見据えた行政改革、機能的な組織改革を含む構造改革を急ぐ必要があると考えます。

先ほども少し触れられましたけれども、どのように対応されているのか、お聞きをしたいと思います。

議 長 (河野町長を指名)

町 長 町の財政75%が依存財源で、御承知のようにございます。約50%を占めます交付税の減額は、町の財政運営にとっても非常に厳しいものがございます。

ちなみに、10年前、2015年当時は、国が最も交付税を交付していた時期になりますけれども、約60億6,000万ぐらいあったと思いますが、昨年度は50億4,000万でございます。約10億減少しております。

しかし、2018と比較しますと、2億7,000万の増額ともなっております。交付税額は、時々的情勢、あるいは国の考えによって左右されることが分かりますけれども、なお税収は、本町、10年間で約1,900万減額となっております。

このような状況でございますから、御指摘もあったように、行政改革、待たなしの状況でもございます。

歳入に見合う歳出予算の編成や、支出が重要でございます。昨年度から開始

をしておりますけれども、予算編成時の枠配分制度の運用、あるいは財政担当の権限強化による予算の膨張を、必要なものへの効率的な支出が必要と考えております。

議 長 (岡部史夫議員を指名)

岡部議員 機能的な組織改革に関連する問題として、既に役場内で幾つかの事務事業の現場におきましても、人員調整ができないことゆえへの事務対応遅れや、特に報道やネット配信されている消防署内における上下関係のパワハラ問題、こういったことは由々しき問題でもあります。

仮に上下間で人格侵害行為があったとすれば、法的責任も生じ、以前から職場内に構造的な問題が潜んでいたとすれば、大変深刻な状況と考えます。

今の時代、人間関係は強いものが全てではないということを、改めて認識すべきではないでしょうか。

職員の悩みが相談できる体制を再点検するなど、職員が町の未来に向かって取り組める職場にしなければ、住民の安心安全にはつながりません。職場環境の実態をしっかりと把握され、適切かつ迅速に対応されるべきと考え、町の危機意識を持った認識、対応についてお伺いをいたします。

議 長 (河野町長を指名)

町 長 行政改革進めておりますけれども、その中心、もちろん職員でございます。

職員が働きやすい環境、あるいはまた、処遇を進めていくことは、働き方改革叫ばれておりますけれども、当然のことでございます。

その中で、人格否定、あるいは暴力的な言動、あってはならないところでございまして、職員に対する教育や指導は、研修を行って、さらに今、強化も図っているところでございます。

なお、御指摘の消防本部の件でございますけれども、ほぼ調査は完了しております。マニュアルに即して、これから適切な対応を進めてまいりたいと思います。

議 長 (岡部史夫議員を指名)

岡部議員 各自治体、小さな町でも様々な取組が行われております。近年では、徳島県
神山町の取組は、地方創生のロールモデルとして注目され、視察が絶えず、移
住者も増えているとお聞きしております。

まさに、人が人を呼ぶのでしょうか。やっぱり魅力のあるまちには集まって
くるものだと思います。

その中で、人間の未来を変える起業家たちがつくる新しい学校、神山丸ごと
高専、これが2023年4月に開校され、全国各地から志を抱いた若い方が入
学されているようです。

以前、議会における質問でも、町に林業大学を誘致して、若者を町へ呼び込
んで、活性化をしてはという質問があったと記憶をしておりますが、検討する
動きも見えません。

町長が説明された、視点を変えた取組を使命としたまちづくり営業課も、ま
ちあげて若者で賑わうまちづくりなど、子供たちや若者が夢を抱ける取組を率
先してすべきと考えますが、その姿勢は見えません。

課が設置されてからかなりたちますけれども、現状、何に取り組まれている
のでしょうか、お聞きをしたいと思います。

議 長 (河野町長を指名)

町 長 まちづくり営業課、これはまさに、この表現からも想像できますように、昨
日も答弁の中でも申し上げましたけれども、町の通常のところをしっかりと、住
民福祉等に対応することは無論でありますけれども、協議でございますから、
外に向かって、私どもの基幹産業等々のもの、あるいはそれ以外のものもそう
でございますけれども、そのあたりをしっかりと外に向いて宣伝をしながら、
またこの町での売り上げを伸ばしていくと、それが最も大きな狙いございま
す。

また、一方で、子供や若者が夢を持って、町に愛着を持って、この町に残っ

て、この久万高原町を盛り上げてほしい、そういう思いで、このまちづくり営業課に課した仕事というのは、そのところにございます。

その中で、まずは上浮穴高校で実施をしておりますけれども、探究の時間に町内外から専門家招聘をして、生徒自らが発見した町の課題に学習する機会を設けたいと考え、今議会で補正予算を提案しております。小さな取組ではございますけれども、実り多い学習となるように支援をしてみたいと思います。

また、若い実業家の支援など、夢を叶える、生活ができるまちづくりについても、取組を進めてみたいと思いますが、御案内のように、コロナ禍でこの動き、外に向けて、また町の中での動きというのが極めて制限されたこしばらくでございましたから、まちづくり営業課の真骨頂は、これから発揮できるものと思っております。

以上です。

議 長 (岡部史夫議員を指名)

岡部議員 真骨頂という言葉が出ましたけれども、私は正直言って、まちづくり営業課が何をしているのかが、はっきり分かりません。

町長は当然、期待をかけて、期待を込めて、この課をつくったと思われまふけれども、私は正直、何度となく担当課長ともお話をしておりますけれども、担当課長からのお話では、その方向性をじっくりと、肝に銘じて、そして対応していくんだと。そういうような姿、あるいはお話の中の、中身のあるお話というのは、本当聞こえないんです。

全然違うところの、場違いのことをやろうとして、そこで中途半端なことをやっている。それに予算をつけていると。

またこれ、後の予算の関係でもお聞きをしますけれども、そういった対応で、果たして町長が今言われる、期待しているまちづくり営業課というのは、果たして必要なかどうなのか、私は疑わしく感じます。

ここは、まちづくり営業課長の真骨頂、いわゆるこの町の営業をするんだということを、ぜひ明言していただきたいと思いますが、いかがですか。

議 長 (高木まちづくり営業課長を指名)

高木課長 岡部議員の質問にお答えいたします。

昨日の一般質問にもございましたとおり、まちづくり営業課、大きく2点、大きな役割があると思っております。

1つは、財源確保のためのまちづくり、ふるさと納税について、一般財源を少しでもということで、これについて、もっともっと努力をしていくということと、もう一つ、行政、これからどんどん住民ニーズが多様化していく中で、人員も減っていく中で、やはり官から民へという流れも大きくあると思いますので、民できることは民でしていただきたいというような思いもありますので、そういった官民連携の組織づくり。大きくこの2つをメインに掲げてやっております。

ふるさと納税につきましても、昨日の答弁ございましたが、元々令和2年の実績で900万円だったものを、令和3年、4年と、1,600、2,300というふうに増やしてきております。これ、全国的に納税の額が増えてますので、自然増という見方もありますが、それよりも大きい増加率で増やしておりますので、こういった点は、またぜひ見ていただきたいと思います。

愛媛県内20市町ある中で、今年は、令和4年度15番目ということでございますので、まだまだ低位にあることは承知しておりますが、これ、もっともっと力を入れて、他県の事例なんかも学びながら、私、先頭に立って頑張っていきたいと思っております。

以上です。

議 長 (岡部史夫議員を指名)

岡部議員 昨日の会議でも、知事との対談の中で、知事の講演もお聞きしましたが、知事がやられてるトップセールス、すごいですね。ゴルフ場の問題から始まって、様々な問題を、自らが足を運んで、電話して、やっています。

ここを考えたときに、このまちづくり営業課の使命って一体何だろうと。町長も肝煎りでつくられた課だと思います。私たちが期待もしていましたが、公

務員として、なかなかできること、できないことの限界があるかとは思いますが、やはり今後、必要な行政改革、機構改革の中で、しっかりと検討していくべきではないかと思えます。

それから、今後、生活を支える道路や上下水道などの社会インフラの老朽化が進み、国の調査では、2033年には、河川管理や道路、橋の6割以上が建設後50年以上になるといわれています。その費用は、働く世代が減る中、住民全体に重くのしかかります。

今後の課題として、町も利用者が少ない施設を統廃合したり、共有する取組を急ぐべきと考えます。

一方、人口が極端に少なくなっている地域も、住み続けたいと願う方々への対応として、町はDXの推進や、公共交通対策が遅れている現状を踏まえ、もっと住民が希望を持てる施策に向けて、どのような対策をされようとしているのか、具体的な方向性、お考えをお聞きしたいと思います。

議長 (河野町長を指名)

町長 町におきましては、国の指針に基づいて、公共施設総合管理計画、あるいは公共施設個別施設計画を策定をし、施設ごとの劣化状況調査判定を行った上で、2030年までの管理方針を定めております。

また町営住宅など、個別に長寿命化計画を定めて、順次改修も進めているところでございます。

実態に即した判断も、そうは言いながらもございますから、現在、行財政改革の一環として、部内で検討チームを編成して、施設ごとに再見直しを進めることとしております。

その結果につきましては、議会、あるいは住民の方々を交えた委員会を諮問をし、廃止、統合なども具体化してまいらなければならないと思っております。

また、住み慣れた地域に住み続けたいという願い、これは当然でございますけれども、この方々への対応としましては、DXを活用したオンライン申請などが、非常に有効な手段になると考えます。

一方で、デジタル機器を使いこなす能力、いわゆるデジタルリテラシーの向

上にも取り組む必要がありますから、現在、実施をしておりますけれども、スマホ教室など、さらに周知に力を入れてまいりたいと思っております。

DXでは、行政運営の効率化を図ることを目的とされておりますけれども、やはり、対面やアナログで対応をするべきところには、公的な人員配置はこれまで同様、重要だとも考えてもいるところでございます。

交通公共対策につきましては、現状や町民の要望を明らかにした上で、町に最も適した公共交通のあり方、現在、作業もいたしておりますけれども、計画策定によって確立をしていきたいと考えております。

議長 以上で、1問目の質問を終わります。
続いて2問目の質問に対し、理事者の答弁を求めます。

(河野町長を指名)

町長 2問目の質問にお答えをいたします。

国では、令和3年9月、デジタル社会実現の司令塔として、デジタル庁が発足をし、さらに12月には、デジタル社会の実現に向けた重点計画が閣議決定をされました。このデジタル社会に向けての取組が、いよいよ本格化をいたしているところです。

こうした状況の中で、愛媛県では、令和3年3月に県と市町の連携を一層進化をさせ、共通する地域課題等の解決に向けて、協働するための愛媛县市町DX共同宣言を行っております。

この宣言では、1つ目に、デジタル技術を効果的、積極的に活用し、誰ひとり取り残さない、デジタルトランスフォーメーション、デジタル変革に取り組むこと。

それから、2つ目としましては、業務の標準化等を通して、行政運営の効率化や、行政サービスの向上に取り組むほか、県民一人一人が自分らしく生きられる愛媛づくりに、チーム愛媛で取り組むこととされております。

さらに令和3年3月に、町が策定をいたしました但、第2期のまち・ひと・しごと創生総合戦略においては、全町的な光回線の整備、その後のビッグデー

タやA Iなどの先進技術導入の検討を明記しております。

その上で、まず、町が取り込む大きな柱の一つに、先ほど、国の重点計画にもございますけれども、令和7年までの地方公共団体の機関業務システムの統一化、標準化の達成が挙げられております。

また、町が独自で目指すデジタル社会として、総合戦略にございますけれども、ビッグデータやA Iの活用、また、議員からもありましたように、これらをうまく活用できるデジタル人材の登用が、大変、確保が必要になってまいります。

現在、この人材につきましては、先ほど県市町D X共同において、県が任命しておりますけれども、5人の専門官おられますけれども、アンケートの実施、分析、データの利活用、官民連携など、それぞれの分野で力をお借りをし、研修などを通して、職員のレベルアップ、リテラシーの向上などにも貢献をいただいておりますから、引き続き、このように県との協働を進めてまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、デジタル化によって、誰1人取り残さないということは、重要なテーマでなっておりますから、このデジタル変革で、行政運営の効率化を図る一方で、効率化、高齢化率の高い本町においても、対面やアナログで対応すべきところは、重点的に人員を配置する必要も、先ほども申し上げましたけれども、感じておりますから、本町ならではのメリハリをきかしたデジタル社会の実現を目指していきたいと考えております。

議 長 (岡部史夫議員を指名)

岡部議員 町のD X推進、これは遅れているようにも感じますが、方向性においては、周辺地域の高齢者の方々など、システムを使いづらい。そういった方々を意識すべきではないでしょうか。

D X推進において、必ず克服しなければならないとされている6つの課題があると思いますが、そういったことは認識し、そしてクリアされているのかをお聞きします。

議 長 (高木まちづくり営業課長を指名)

高木課長 岡部議員の質問にお答えいたします。

まずDXにおきまして、克服すべき課題は多いと思います。その中で、総務省やデジタル庁が示しているものがございます。

この中で申し上げますと、情報システムの共通化ですとか、マイナンバーカードの普及促進、テレワークの促進とかセキュリティ対策など、いろいろ重要な項目ございます。

その中で、先ほど町長の答弁にもありましたが、まず庁内のデジタル人材の育成、確保というものと、同時に、使う側の情報リテラシーの向上というものも大変重要になってくると思います。

その点につきましては、昨年度、アンケート等もとらせていただきながら、町独自で、自治会レベルで、スマホ教室等も開催したいというふうに思っております。

クリアというほどのところまでは行けてませんが、これについては引き続き、不断の努力が求められると考えております。

以上でございます。

議 長 (岡部史夫議員を指名)

岡部議員 一定の御認識の上で作業は進められているということが、確認ができました。

住民生活の利便性、幸福度、こういったことを向上させるスマートシティも推進目標に入っているものと理解をしておりますが、次の3つの作業の進捗について、お伺いをします。

まず1番目は、地域社会のデジタル化。2番目、デジタルデバインド対策。3番目、条例等の規制の点検、見直し作業などについて、説明をいただきたいと思います。

併せて、地域社会でデジタルの利用ができるのは、最短でいつ頃を予定しているのかについても、お聞きをします。

議長 (高木まちづくり営業課長を指名)

高木課長 岡部議員の質問にお答えいたします。

それぞれの進捗ということでございますが、まず社会のデジタル化につきまして、明確なゴールというのは、設定するのは非常に難しいところでございますが、まず御案内のとおり、マイナンバーカードを利用した住民票などの証明書がコンビニ等で取得できるという、コンビニ交付につきましては、本年度中に開始できるように、現在準備を進めておるところでございます。

またデジタルデバインド対策につきましては、先ほども申し上げましたが、まず区市町連携によるスマホ教室というものが、郵便局で実施されております。これに加えまして、住民アンケート等の結果を踏まえ、職員自らが自治会でやるスマホ教室というものも開催しているところですが、これについては、周知がまだ十分足りてないということもございますので、今後、周知を徹底していきたいと思っております。

また条例等の点検、見直しにつきましては、これにつきましてもゴールはございませんが、特定個人情報の取り扱いについては、職階ごと、役職ごとに全職員を対象に研修を義務づけしているところでございます。

担当課において、法令にのっとり、現在、取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

議長 (岡部史夫議員を指名)

岡部議員 一番最後の、条例等の規制の点検、見直し作業というところなんですけど、これは、各課がそれぞれに所管する条例規制等を点検しなきゃいけないと思うんですけど、総務課サイドとして、当然これ、DX、こういった業務の見直し点検というものは、もう総務課の所管かなというふうに思いますけれども、全体的に条例等の規制の点検、見直し作業の進捗率は、おおむねどのぐらい来ているのかなと。その辺を、率をお教えいただきたいと思っております。

議長 (木下総務課長を指名)

木下課長 岡部議員の質問にお答えいたします。

DXに関する条例等の点検、見直しの進捗状況というところでございますけれども、こちらで何%という、明確なお答えはできませんけれども、それぞれ当然、DXに関する法令等の改正があった場合には、直ちに条例等の改正は行っておるところでございます。

また、庁内でそれぞれDXに関する課題が出てきます際には、当然また検討しまして、それぞれ条例、また規制等も、それぞれ検討して、改正を行っていくというふうに考えております。

以上です。

議長 (岡部史夫議員を指名)

岡部議員 総務課長にも再度お聞きしたいんですが、DXの推進というものは、どこが所管課なんでしょうか。

総務課なんでしょうか、それともまちづくり営業課の中のデジタルの担当なんでしょうか。ちょっとその辺りを、非常に線引きが見えないんですけれども、再度、答弁をいただきたいと思います。

議長 (木下総務課長を指名)

木下課長 岡部議員の質問にお答えいたします。

DXの推進につきましては、当然のことながら、まち全体の課題というところで、まち全体で取り組んでおるところでございますけれども、担当課といたしましては、行政システムのDX推進については、総務課で担当をさせていただいておるところでございます。

また、町民に、また町におけますDXの推進、先ほど高木課長申し上げましたスマホ教室の実施ですとか、あるいは光回線の活用に関する地域の振興といったところは、まちづくり営業課の担当になるというところでございますけれども

も、それぞれ、当然、一緒になって検討する必要があるところについては、連携して取組を進めておるところでございます。

以上です。

議長 (岡部史夫議員を指名)

岡部議員 何を申しましても、早くDX推進が急がれるということは、もう言わずもがなかと思いますが、町がDXを、推進を目指すのは、当然のことながら住民へのメリットが生まれるような、DX推進のデザイン設計をしていかなければならないと思います。

そのためには、前例にとらわれず、住民のよりよい暮らしという、ゴールに向けた設計を担当できる人材が必要ですが、設計運用ができる人材確保が遅れているように感じますが、大丈夫なのでしょうか。

そもそも具体的な推進スケジュールは存在しているのでしょうか。

議長 (高木まちづくり営業課長を指名)

高木課長 岡部議員の質問にお答えいたします。

スケジュールにつきましては、先ほど申し上げましたが、令和7年度までに基幹業務の統一標準化という大きな業務がございます、そこが一つ目標になっております。

これにつきましては、国から手順書等も示されておりますので、粛々と進めていくことが、まず重要であるというふうに考えております。

一方で、人材の確保につきましては、民間からの採用となると、相手方の企業の問題ですとか、タイミング、もろもろございますが、慎重にことを運ぶ必要もございます。

先ほど来、出てきますが、愛媛県市町DXの専門官の共同利用、これにつきましても、総務省の事例紹介でもされるぐらい、愛媛県、人材活用は全国的にも先進的な事例というふうになっておりますので、ここを中心に進めていきますが、今後、官民連携あたりですとか、副業人材の活用等、いろいろなものが

ございますので、そういった可能性を探りながら、人材確保等を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議 長 (岡部史夫議員を指名)

岡部議員 なかなか具体的な答弁というか、方向性、出口が見えない答弁が続いております。

以前にも担当課長のほうに、このDXの関係について、人材活用というところで、地元出身の方の御紹介を申し上げたわけですがけれども、その後、何ら話も進んでいないというところで、業界、業者としてのよしあしはあろうと思うんですけども、やはり進もうとしているのか、とりあえず動こうとしているポーズをとっていると、そういうふうにはしか見えないんですけども、そこはぜひ、修正をしていただかないと、毎回、このような質問をしなきゃならないということになりますので、それは気をつけていただきたいと思います。

DX推進の本丸というのが、まさにマイナンバーカードだと思います。厚労省の方針として、医療機関と薬局はマイナ保険証への対応が、原則義務化されているようですが、特例を除き、システム導入が遅れている病院での窓口対応、窓口負担には不安がつきまといまいます。

町は町民に対して、マイナカード及び資格確認証利用に関する分かりやすい情報、これはどのような情報を発信されているのか、お聞きしたいと思います。

議 長 (沖中住民課長を指名)

沖中課長 岡部議員の質問にお答えをしたいと思います。

最初に、マイナンバーカードの健康保険証利用についてでございますが、令和3年10月の利用から、ほぼ2年が経過しておるところでございます。

町内では、9月3日現在、14の医療機関及び薬局で利用が可能になっております。町におきましては、マイナンバーカードの保険証利用の開始時、今、広報紙で町民の方に周知を行いました。

その後におきましても、マイナンバーカードと保険証の一体化につきましてのQ A、これを自治会文書を通じまして、町民の方にお知らせをしておるところでございます。

また、ホームページにおきましても、マイナンバーカードを健康保険証として利用するための初回登録について、御案内をしております。

また、町が運営しております国民健康保険の保険証の更新時、あるいは特定健診の受診案内、受診後のインセンティブ送付時など、機会を捉えて個別にお伝えする機会を設けまして、普及に努めているほか、マイナンバーカードの保険証利用及び初回登録につきまして、リーフレットの配布及び声かけを行いつつ、またスマホや端末操作が不安な方につきましては、実際に保険証登録手続のサポートを行っております。

カード交付窓口といたしまして、総合的に情報発信、及び普及啓発に努めているところでございます。

次に、マイナンバーカードを取得していない方等の資格確認書につきましてですが、来年秋といわれております健康保険証の廃止時期、あるいは資格確認書の有効期限、また資格確認書使用には、窓口負担が若干多いというようなことも言われておりますが、現段階におきましては、完全に確定していないという要素が多いために、周知は現在のところ行っておりません。

今後、詳細が固まり次第、御指摘にあります、分かりやすい情報発信ということをご心掛けて、行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

議 長 (岡部史夫議員を指名)

岡部議員 マイナンバーカードの存在というのは、今後のDX推進の中では、国が考えている方向性としては、本当にマイナンバーカードなくしてはやれないというふうな方向性を持つてんじゃないかなと思っております。

マイナンバーカードの中には、いろんなひもづけがされます、当然のことですけれども。例えば外国あたりでは、特にアメリカでは、例えば本などによりますと、マイナンバーカードは持ち歩かないと、というぐらい言われている。

なぜかという、マイナンバーカードにいろんな情報がひもづけされている。そのことによって、そこから様々な問題が発生することから、クレジットカードと同じぐらいの重要性があるんじゃないかというふうにも言われております。

余り危機感をあおるつもりはないんですけれども、その辺、今、私が申し上げたことが考え過ぎ、杞憂であれば訂正をいたしますが、その辺はどうなんでしょうか。住民に対する説明でも、非常に大事なところかと思いますが、いかがでしょうか。

議長 (沖中住民課長を指名)

沖中課長 岡部議員の質問にお答えをしたいと思います。

御指摘にありましたとおり、マイナンバーカードにおきましては、クレジットカード同等、またはそれ以上の重要性があるというふうに考えております。

セキュリティーにおきましては、マイナンバーカード、もし紛失した、あるいは盗難した場合ですと、コールセンターに電話して、マイナンバーカードの機能停止手続、また警察に遺失届、あるいは盗難届の提出も必要になるということでございますけれども、カードの交付窓口におきましては、そのあたりの重要性といたしますか、手続について、個別に御案内をさせていただいておるところでございますけれども、御指摘を受けまして、全体的な周知にも努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長 (岡部史夫議員を指名)

岡部議員 高齢者の多いこの町としては、非常に大事なことかと思っておりますし、御家族の方も、このマイナンバーカードの取り扱いについては、非常に気にされているところかと思えます。

特に、御高齢の方、あるいは、例えば認知が進まれている方などなど、そういった方々が、御本人の意思表示がなかなかできないケースも考えられようかと思えますので、そのあたりは、丁寧な対応、説明が必要かと思えますが、今

後そういう丁寧な対応をしていかれるおつもりでしょうか。

議 長 (沖中住民課長を指名)

沖中課長 岡部議員の質問にお答えをしたいと思います。

御指摘を受けまして、今後さらに丁寧な説明、いろいろ伝わりやすい情報というものも、内部で検討を再度させていただきまして、対応に努めたいと考えております。

以上でございます。

議 長 (岡部史夫議員を指名)

岡部議員 他の自治体では、地域活性化起業人などの外部人材を入れて、D Xを強力に推進しているところも多いかと認識しております。

また、職員採用においても、採用職種として、デジタル職を設け、採用後はI C Tの利活用やデジタル関係の事務に従事する、I C Tスキルの素養のある人材を採用している市町もあります。

財源を理由に、専門的人材等を確保しなければ、この町はD X社会から取り残され、町長が目指している、住み続けたいまちの実現は難しいのではないのでしょうか。

方向性は間違っていないと、よく町長言われますけれども、結果的に時間がかかり過ぎれば、限られた財源を活用した、効果的な施策が期待できなくなります。思い切った施策展開をすべきと提言します。

町長にお答えをいただきたいと思います。

議 長 (河野町長を指名)

町 長 このデジタルトランスフォーメーション社会の実現に向けての動きというのは、非常に速いスピードで進んでいることは承知もいたしておりますし、また、このD Xなくしてこれからの行政運営、なかなか厳しい、難しい、また住民の

福祉サービスにも欠かせないところに来ていると。そういうところは、十分に承知もしております。

先ほども申し上げましたように、県に5人の専門家ございますから、これまでも頻繁に研修会を行っておりますし、またその中で、いわゆるこのDX社会、なかなか理解するところは、完全にするのは難しいところがございます。それは誰しも悩んでいるところでも、正直言ってあろうと思います。

その中で、職員も懸命に今、理解をし、それを活用しようと進めているところでございます。

これからその辺り、十分に認識しながら、議員がおっしゃられたような形で、しっかりとこのデジタル社会に即応した久万高原町の行政の推進を進めてまいりたいと思います。

議長 岡部議員の質問を終わります。

ここで10分間、休憩いたします。 (午前10時41分)

休憩中に換気をお願いします。

10時50分まで。

(休憩)

議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。 (午前10時51分)

一般質問、大野議員。

続きまして、15番、大野良子議員の質問は2問ありますので、一括して質問し、理事者答弁はそれぞれお願いします。

(大野良子議員を指名)

大野議員 議席番号10番、大野良子です。通告に従いまして、2問質問をさせていただきます。

まず最初、久万高原トマトのブランドを守るには、久万の農産物のブランドを守るにはという観点も含めて、質問をさせていただきます。

標高が高く、冷涼で、昼夜の温度差が大きい久万高原町で育てられたお米や野菜は、大変美味しく、町外の方からも大きな評価を受けております。

久万高原清流米、久万高原トマト。この久万高原トマトの商品名は、久万高原トマトの前に丸があって、その中に「久」という字が入って、㊤久万高原トマトっていうのが正式です。

それから足しまして、㊤久万高原ピーマン、これらは名実ともにブランドとして確立された農産物になりました。

また、中でも、生活ができ、子育てのできる農業を若者に提供するためには、トマト栽培は必要不可欠だと思います。

先人たちの御苦労の上、確立されたブランドを守ることは、農林業を基幹産業とする久万高原町にとって、重要なことだと思います。久万高原清流米や、㊤久万高原トマト、そして㊤久万高原ピーマンなどのブランドを守るために、どのように御苦労されているかを伺います。

2問目。加齢性難聴者の補聴器購入について、支援を求めたいということです。

耳が聞こえにくいから、自治会をやめさせてもらいたい。耳が聞こえにくいから、いつも参加していた会だが、当分休む。もう行かない、というような、コミュニケーションから遠ざかっていく高齢者に出会いました。

ここには二方、書いておりますが、何人もお話を聞いております。

その中で、加齢で耳が聞こえにくく、補聴器を購入したいが、公的な補助はあるのか、との問い合わせを受けました。公的な補助を求める声はあります。

厚労省の認知症施策推進総合戦略で、難聴は認知症の危険因子の一つとして挙げられています。加齢性難聴が、うつ病や認知症の要因になっていると言われております。補聴器の普及が重要だと考えますが、町として、補聴器購入について、公的な支援ができないか、伺いたいと思います。

以上です。

議 長

1問目の質問について、理事者の答弁を求めます。

(河野町長を指名)

町 長

大野良子議員の質問にお答えをいたします。

いよいよ実りの秋を迎え、私どもの町の主要な作物でございます夏秋トマト、それからピーマン、久万高原清流米、今年も順調に生育をしております、生産出荷、あるいは刈り取りのピークが、今ございます。

本年6月に、生産者の代表の方と、それからJAの皆さんと、阪神市場にお伺いをし、たくさんのもを、ぜひぜひ久万高原町産、お買い上げをいただきたいと、そういうお願いをしまいましたが、市場の皆さんからは、久万高原産、非常に人気があります。

どうぞこれからもひとつ、生産量を落とさないように、どんどんと送っていただきたいと、そういう温かいお声をいただき、誇らしさも感じたところでございます。

現在、御案内のように、肥料や資材の高騰など、農業を取り巻く環境、一段と厳しさを増しております。

また、生産者の高齢化、あるいは担い手の確保、生産性の向上は大きな課題となっております。

そのような状況下でございますが、トマトにつきましては、担い手育成実行プランによりまして、20年後もトマト生産者80名を維持したい。おおむね、従って、毎年3名の研修生を受け入れていくと、そういう計画を立てております。

卒業生が部会員の3割を占めるまでとなっているところでございます。

従って、引き続き、研修時の生活や、あるいは就農前の施設、機械整備について支援を行い、トマト部会員の確保、栽培面積の維持に努めてまいりたいと考えます。

また、ピーマンにつきましては、就農時に初期投資があまり要らないというところもあり、定年をされた方が就農される例も多うございます。このような方の栽培指導に、JA部会や、あるいは農の匠などと連携をしながら、取り組んでまいりたいと考えております。

また、他の優良生産地の情報も把握しながら、生産者の支援を積極的に行い、部会員の確保に努めてまいりたいと思います。

最後に、本町の農業の基幹であります稲作につきましては、国の中山間、あるいは多面的事業などの補助事業を継続実施をしながら、優良農地を中心として集積を行う受託農家への機械購入補助なども、引き続きしっかりと対応しながら、頑張り続けている米農家の皆様の支援にも努めてまいりたいと考えます。

以上でございます。

議長 (大野良子議員を指名)

大野議員 答弁の中にありました、市場でも、久万の農産物、高い評価を受けていると
のことで、大変うれしく思います。

おいしいと言われるものをつくるという、これが生産者にとっては、つくり
がいのあるものです。お米については、久万の米を食べたら、よそのお米は食
べられないという声を聞きました。

トマトは、とにかく味がよいという声を聞きます。ピーマンは、甘くて柔ら
かいとの声も聞かれます。久万のブランドを守ることは、久万高原町を守るこ
とにつながると、私は思います。

ブランド名を含めて、ブランドを守る意味をどのように捉えておられるか、
お聞きしたいと思います。

議長 (河野町長を指名)

町長 先ほども申し上げましたけれども、市場の方からは、非常に高い評価をいた
だいております。

トマトを扱ってられる市場の方からは、ピンクの久万高原産のトマトが、
箱が来ると、にわかには市場が活気づきますと、そういう、本当にうれしいお話
もいただいております。

ブランドを守るという意味、どのようにお考えかということでございますけ
れども、これまで本当に先人たちが大変な苦勞をして、今、全国に、特に京阪
神で通用するブランドとなってきたわけでございますが、まさにこの(久)ブラ
ンドというのは、先人たちが苦勞して、育てて、守ってきたという代名詞でござ

ざいます。

今後もブランドも守り続け、発展をさせることが、生産者の皆様の生活を守り、誇れるまちづくりにつながっていくものと考えております。

以上でございます。

議長 大野議員、よろしいでしょうか。

(大野良子議員を指名)

大野議員 20年後も80名のトマト生産者を確保していくということに、なかなか大変なことでありましようが、非常に大切なことだと思います。

当初、トマト農家200軒以上あったところが、今、80軒近くに減っております。この80軒を守るということは、大変大切だとは思いますが、久万高原町にとっては、久万高原町でしか出せないこの味を出せる、このブランドを守ることを大切だと思いますので、この点、よろしくお願ひしたいと思ひます。

今後のことについて、伺ひます。

今後、久万ブランドを守っていくにあたっては、何が起こるか予想がつかない状態があります。ブランド名がなくなるとか、そういう危険もあると思ひます。どんなことがあっても、生産者を守り、ブランドを守っていくという、そういう町長の決意をお聞かせいただきたいと思ひます。

ここで一つ付け加えておきたいと思ひんですが、農業はしんどいものだというようなことで、農業を継いでいただく方が、なかなかいてないこともありますが、久万高原には、久万高原トマト、ピーマンを含めて、いろんな状況を共有化する情報共有化システムがあり、大変助かっておりますし、仲間が支え合う、励まし合う、そういう組織もあります。

多くの方が農業を選んでいただく、そういうふうには、この機会を通じてなっただけであればいいと思ひます。

それでは、今さっき言ひました、生産者を守る、ブランドを守っていく町長の意気込みをお聞かせください。

議 長 (河野町長を指名)

町 長 エールを送っていただいたものと理解をいたします。私も大野良子議員と、またどなたも同じ思いであろうと思います。

久万高原清流米、そしてこのトマト・ピーマン、これが万が一、ブランドでなくなったりすれば、まさに久万高原町の顔がなくなっていくのと同じことになるんであるというふうに思っております。

ただ、御案内のように、今、社会情勢、本当に毎日混沌としてまいっております。1日、日が変われば、新しい社会情勢が変革をしていると。そんな危険も感じておりますし、また、農業を取り巻く環境も、大変厳しいものがあるというふうに思っているところでございます。

農業者も日本全国で、かつては250万人ぐらい農業者いたと思いますけれども、もう既に130万人ぐらいになってきているのかなというふうに思っております。

しかし、一方で、農業目指す皆様、私は思いは、そういうふうになりたいと。そういう方は、潜在的にたくさんいらっしゃると思いますし、この豊かな自然の中で、おおしく農業を続けていきたい。その方は移住者も含めて、これからさらに拡大できるのではないかという期待を持っているところでもございます。

改めてこの久万高原ブランド、しっかりと皆様と共に頑張っていく決意に揺るぎはありませんので、どうぞ大野議員も歩調を合わせて、今後とも御協力をよろしくをお願いをいたしたいと思っております。

以上でございます。

議 長 以上で1問目の質問を終わります。

続いて、2問目の質問に対し、理事者の答弁を求めます。

(河野町長を指名)

町 長 御質問にお答えをいたしたいと思っております

お話の内容はよく理解できますし、皆さんも、周りで非常に耳が聞こえにく

いと、そういうお話は、日常お聞きになられているというふうに思っているところでございます。

難聴というのは、加齢とともに、もう避けざるを得ないところがございますけれども、ただ、例えば高齢化してまいりますと、目も見えなくなってくる、足も悪くなってくる。当然、耳も悪くなってくる、そういうところがございますから、補聴器に関して、特化して、補助というのはなかなか現状においては難しいところもございます。

特に、この難聴に関しては、聴覚障害があるというふうに認定をされて、身体障害者手帳を所持できれば、国の補装具費支援事業で、購入費の助成を受けることができるようになっていただいております。

この事業は、町でも申請をいただいた後に、身体障害者更生相談所の判定、または意見に基づいて、町が支給決定を行うようになっております。一般的には、購入費の1割が利用者負担。それから、残りは国が2分の1、県、町が4分の1を負担するようになっております。既にこれを利用されてる方も、町にいらっしゃいます

これまでも同じような、県内の自治体からも、久万高原町はどのようにされているかというような問い合わせもあるようでございますが、現在のところ、私どもが聞き及んでいるところでは、県内で高齢者への加齢性難聴者への補聴器補助事業を実施している自治体はないようでございます。

意味は今、大野さんがおっしゃられた、いわゆる難聴ゆえにというような、それだけでの補助は、まだ実施をされていないということでございます。

補聴器は医療機器でございます。医師を始めた、改めてでございますけれども、専門家の診断が必要であり、処方に基づいた購入が望まれます。加齢により体調が悪化し、機械器具に頼る場面も多くなると思われます。健康で長生きをしていただくために、今後、町として、今おっしゃられたことに関して、どのような支援が最も効果的なのか、部内で今後、検討をしてまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長 大野議員、よろしいでしょうか。

(大野良子議員を指名)

大野議員

答弁にありました、障害者手帳を持っておられる難聴の方の補聴器購入に9割。自己負担が1割で、9割の公的補助があるということをお聞きしました。大変評価いたします。この機会に、難聴で障害者手帳を持っておられる方の制度の利用が進めば、と思います。

また、県下の状況も踏まえて、今後、どういう取組がいいのかということ、検討されるとの答弁に期待を持つところでございます。

補聴器の必要性について、私の考えを述べたいと思います。

その考えについて、また御意見を伺いたいと思います。

久万高原町の高齢化率は、49.9%と教えていただきました。65歳以上の方の人口に占める割合が高齢化率ですが、7%を超えると高齢化社会というので、21%を超すと、超高齢化社会ということになるそうです。久万高原町は、ほぼ50%のという、この数字に私は驚きます。

このことは、少子高齢化が急速に進む久万高原町では、高齢者の社会的参加がますます必要だと言えるのではないのでしょうか

農林業においても、高齢者が元気で活躍することが求められております。全国平均でも、農業をやっている人の平均年齢は70歳だといわれております。町としても、サロン活動や100歳体操と、高齢者の生きがいづくり、また、健康寿命の増進に取り組んでおられますが、このことが、ひいては、医療や介護の負担を減らし、医療費の抑制につながるからではないのでしょうか。

補聴器の普及の必要性も、同じように捉えられるのではないのでしょうか。この点について、御意見を伺います。

議長

(河野町長を指名)

町長

議員おっしゃられたように、高齢化社会になっておりますけれども、健康寿命を伸ばしていくことは、その中で非常に重要であると考えております。

おっしゃられたように、100歳体操あたりは、非常に好評でございまして、

コロナで少し中断しておりましたが、また再開に向けての動きもございますし、適度な運動も、割とハードな部分もあるようでございまして、非常にこの100歳体操、評価が高いものでございます。

健康寿命、改めてでございますけれども、伸ばすこと、極めて必要な、大事な時代に入ってきているところでございます。

おっしゃられたところは理解いたしますけど、難聴だけでなく、先ほど申し上げました、私もあの老眼でございますけれども、眼鏡、あるいは肢体の不自由、あるいは歯周病、様々ございます。そのあたりにつきまして、今後、保健医療体制、日本全体として、また県として、町として、どのように対応していくかということは、大きな課題であろうと思います。

今日、提言もいただきましたから、先ほど、繰り返しになりますけれども、庁内におきまして、どのような対応が一番効果的なことになるのか、しっかりと考えてまいりたいと思います。

議長 大野議員、よろしいでしょうか。

(大野良子議員を指名)

大野議員 目が見えにくくなって、老眼の眼鏡、それから足が悪くなって、医療による治療、そういうことと比べますと、補聴器は非常に高額であると思います。

年金生活者にとって、15万円から50万円と言われておりますけれども、なかなか大きな負担だと思えます。

補聴器の普及率が、他の先進国と比べて、ずいぶん日本は低いと言われております。欧米では40%を超えております。日本では14.4%と言われております。これは、公的支援制度がないことが原因であります。

ホームページを検索した結果、調査で、100以上の自治体で、補聴器の購入費補助、助成を実施していますが、住民税非課税の世帯のみとか、助成金は2万円から3万5,000円までが多く、自治体の状態に応じた実施になっております。

補聴器は早めに取付た方が、効果が高いと言われております。支援の検討を

お願いをしたいと思います。

いまさきの、言っていただきました、最後にもう一度、検討への思い、意気込みをお聞きし、終わりにしたいと思います。

議 長 (河野町長を指名)

町 長 先ほど申し上げておりますように、大野議員のお話で、補聴器の必要性につきましては十分に理解をいたしますが、現状の制度においては、補聴器の購入に関して、健康保険、あるいは介護保険の適用はできません。

また、医療費控除においても、補聴器を医療費、また医療費控除におきましては、補聴器を医療費として申告しますと、住民税の軽減や、所得税の還付を受けられることもございますから、また窓口で相談もしていきたいと思っております。

大変、これを改革、制度をおっしゃるような形にということになると、巨額の費用も、財源も必要になってまいります。

一方で、お話の意味はよく分かるところでございますから、また県、あるいは国とも意見交換をしながら、住民一人一人の健康、長寿を目指すために、何が町として必要か、総合的にしっかりと判断してまいりたいと思っております。

議 長 大野議員、よろしいでしょうか。
大野議員の質問を終わります。
以上で一般質問を終わります。

議 長 日程第2、報告第11号「損害賠償に係る和解及び損害賠償額の専決処分の報告について」を議題とします。

専決処分の報告を求めます。

(木下総務課長を指名)

木下課長 議案に基づき報告

議長 報告は終わりました。
これより質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

(岡部史夫議員を指名)

岡部議員 今、報告がございましたが、依然として、車関係の損害賠償案件が減る傾向にはありません。

今回のケースは、理事者も関係していると聞き及んでおりますけれども、トップとしてのけじめを、もうそろそろつけなければ、いつまでたっても車に関する損害賠償案件、そういうものが減らないと思いますが、町長のお考えをお聞きしたいと思います。

議長 (河野町長を指名)

町長 おっしゃられるように、事故が完全になくなってないというところがございますし、都度、職員にも周知をし、毎日の報告を行い、とにかく事故を少なくしていこうというところは、職員にもお願いをいたしているところでございます。

今回ののは、私の不注意によるところもございまして、大変申し訳なく思っているところでございます。

車社会でありますから、事故ゼロというのは、なかなか正直、難しいところもございますけど、でも気をつけることによって、減らすことは全く可能でもございますから、反省として、さらに職員にしっかりと、そのあたりを十分に気をつけるようにお話をしてまいりたいと思います。

議長 ほかにありませんか。

(瀧野 志議員を指名)

瀧野議員 今、答弁をお聞きしましたら、これは町長自らが駐車場で、駐車場でドアを開けて、駐車しとる間隔からいうたら、ドアで当たったりせんと思うんだけど、どういう事故か、はっきり言って理解に苦しんでおりますが。

若い子から、SNSで、内容はどうにせよ、いろいろ情報が拡散された。今の時代ですから、いいことも悪いこともSNSを使って拡散される。

町長という立場で、いい宣伝か悪い宣伝か分かりませんが、そういうことで拡散された。これはやっぱり、町民にとっては得になることではない。

このことについても、事故は誰が起こすかも分かりませんが、その後の処理が悪かったんじゃないかな。

以前の国土調査の、上畑野川の件も、最終的に初動段階で町長の処理が悪かったというようなことで、ああいう問題も拡散されてきたと思うんですが。

町長、これは、そのときの事情は分かりませんが、SNSでそれだけ拡散されたということは、町長という立場を考えて、どういうことやったのか。拡散された事実が本当かうそか、我々は分からんですね。

そこのところを、ちゃんと答弁されといたほうがいいんじゃないですかね。

議長 (河野町長を指名)

町長 駐車場に止まった折に、私が不注意に左のドアを開けたところで、相手のドアに接触したものでございます。

私は公職にありますから、もちろん謝罪も、その場で行いましたし、身分を隠すことも、これはあってはならないことでございますから、名刺を渡したところでございます。

また、運転していた者も、公用車ということで、同じように名刺も渡してくれたようでございまして、それについて、相手方がSNSに掲載をしたと、そういうところでございます。

私としましては、事故を起こしたことへの謝罪、申し上げましたし、また身分も明らかにして、最低限、当事者が行わなければならないところはきちんと行ったと、そのように思っております。

以上です。

議長 ほかにありますか。

(なしの声)

議長 質疑を終わります。
以上で、報告第11号を終わります。

議長 日程第3、報告第12号「損害賠償に係る和解及び損害賠償額の専決処分の報告について」を議題とします。
専決処分の報告を求めます。

(猪上建設課長を指名)

猪上課長 議案に基づき報告

議長 報告は終わりました。
これより質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
以上で、報告第12号を終わります。

議長 日程第4、報告第13号「工事変更請負契約の締結に関する専決処分の報告について」を議題とします。
専決処分の報告を求めます。

(渡部ふるさと創生課長を指名)

渡部課長 議案に基づき報告

議長 報告は終わりました。
これより質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

(岡部史夫議員を指名)

岡部議員 今、報告を受けましたが、ちょっとお聞きしたいんですけども、この現場に関する専決処分は初めてですか、2回目ですか。

議長 理事者答弁、お願いします。

(渡部ふるさと創生課長を指名)

渡部課長 今回の工事に係る専決処分については、1回目と認識しております。

議長 (岡部史夫議員を指名)

岡部議員 これは、私は2回目と記憶しておるんですが、1回目が補正で、その後に今回、専決ということで、専決は初めてですか。

議長 暫時休憩いたします。 (午前11時37分)

(休憩)

議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。 (午前11時39分)
理事者の答弁を求めます。

(渡部ふるさと創生課長を指名)

渡部課長 この工事に係る関係ですが、12月の議会で工事の請負契約の変更の契約の議決をいただきました。その後、3月で繰越認定の議決をいただき、専決処分は今回が初めてというところでございます。

以上です。

議長 (岡部史夫議員を指名)

岡部議員 以前に資材高騰の折からということで、変更契約されました。そのときにも、オープンの開始日も明示もされておりました。ところが、どんどん後ろ行ってしまいました。

今回また専決ということで、やっぱり一つの工事をする、そんなに大きい工事といいたいでしょうか、分かっている工事なんで。元々施設もあったし、その後へ建てたものですから。

工事の見通しができてなかったというふうなことで、今回のような専決処分について、非常に何回となく変更変更で、今後は、こういったことは慎むべきと考えますけれども、ここのあたり、副町長、どのようなお考えでしょうか

議長 (佐藤副町長を指名)

副町長 岡部議員の質疑にお答えをしたいと思います。

専決処分というのは、議会のほうにも項目的には認めていただいて、運用をさせていただいているというところなんです。直近の議会で報告をさせていただき、あるいは承認をいただくという制度でございまして、今回ございますように、直近ということで、7月5日の専決でございまして、当初の繰越等ありましたけれども、その後の、スケジュール的に建物でありますとか、若干の遅れ程度で対応はしてきたところではございますけれども、今回、オープンについて、水の関係で少し時間をかけているというところで、遅れているというところを

御理解をいただきたいというふうに思います。

総括的なところで、この専決処分というのは、しっかりとそのルールの中で、我々としても運用していく必要があると思います。ですから、安易に専決処分に頼るということがないように、これからも十分、各課同じ認識で事業は進めていきたいというふうに思います。

議長 岡部議員の本件に関する質疑は既に3回になりましたが、会議規則第55条ただし書の規定によって、特に発言を許します。

(岡部史夫議員を指名)

岡部議員 副町長おっしゃられるように、専決処分というものは、それなりの手続、ルールにのっとった形で認められるべきものでございますが、以前から申し上げておりますように、最近の町の予算執行、あるいは契約変更等々、専決が多過ぎる。やっぱり専決そのもので対応する事案というものを、もう一度再考していただかないと、議会で十分な審議を経ないまま専決に行ってしまうケースがあります。

専決だったら何でもできるんだみたいな感覚に、もしとらわれてしまうと、我々議会が知らないところで、中で調整されているというふうにも感じられることでは、決してあってはならないと思いますので、今後、専決についての対応事例というものを厳格化していただいて、現状よりも、専決処分は災害とかいろんな形で、専決処分というものはルール化すべきであって、拡大しないように、今後の方向性もしっかり対応していただきたいと思いますが、お考えをお聞きします。副町長。

議長 (佐藤副町長を指名)

副町長 岡部議員の質疑にお答えをしたいと思います。

専決処分のあり方というのは、やはりやむを得ない場合というところがございまして、そこはやはり専決処分の定義をいま一度確認をして、その執行に

当たっては、十分、その趣旨にのっとった形で進めていきたいというふうに思っております。

議 長 (瀧野 志議員を指名)

瀧野議員 この事業は、西条市が隈 研吾さんの事業をするために、西条市だけではできないということで、ソラヤマ石鎚株式会社を立ち上げ、久万高原町、いの町、大川村を巻き込んで起きた、その事業の中で、お金が余ったのかな。その事業を推進しなければいけないので、思いついた事業じゃないのかなというふうには思います。

当初、入札をされて、2回3回と流れたと思いますが、これ、随意契約になっております。

普通は、随意契約というようなことではいけないんだろうと思いますが、建物を建てる相手方がいないから、町内で業者を探したと。

当然、この建物は、総合計画、総合戦略、中長期計画、そこらあたり見ても、本当に計画にのっとって、どうしても町民のために必要な建物じゃなかったんじゃないかなと、私は思うんですね。

もし、これがそういうふうな、絶対必要な建物なら、十分に議論をされて、入札しても、入札の流れになったりするようなことは、絶対なかったと。この点についてはどうなんですかね。

議 長 (佐藤副町長を指名)

副 町 長 瀧野議員の質疑にお答えをいたします。

御存じのように、この場所は以前、国民宿舎面河が建っていたところでございまして、やはり国の名勝でもあるというところ、それから石鎚国立公園の、非常に重要な位置づけでもあるといったところで、老朽化した国民宿舎を取り壊して、新たな機能を持った施設を建設していこうというところで、スタートした事業でございます

やはりその時代時代の建物の機能のあり方ということを考えますと、以前の

ように、宿泊施設を持っているというのではなくして、今のアウトドアの世間の動きの中で、中心となるセンターを、活動の拠点となるセンターをということで計画をし、御理解をいただいているところでございます。

そういった中で、工事を発注いたしましたけれども、発注につきましては、役場内のルールにのっとって適切に発注をいたしました。その結果、なかなか落札が見えなかったといったところで、またルールにのっとって、随意契約をさせていただいたというところでございます。

議 長 (瀧野 志議員を指名)

瀧野議員 前町長のときに、面河の観光の柱であった、一番上の国民宿舎、あれは120万で売却されたんですかね。あのときに私は、面河の観光は終わったのかなというふうに確認しておりましたが、また新たにこういった形でできた。建物が建った。

昨日も一般質問でも言わせてもらいましたが、令和4年度の地方創生推進交付金事業ということですが、半分は町の持ち出しなんよね。これはやっぱり、建物を建てるときには、議会、町民、やっぱり皆さんの理解をしっかりとって、もうこれ建てた以上は多くの経費が要るんですよね、これから後。

それと、半分の、起債にしたか、基金使たかは定かではありませんが、どちらにしても、合併特例交付金使っても、3分の1は残るわけやね。

これ25年から長期にわたって借入の返済、大きな金額になると思うんですよ。これはもう、建物建てるときには、昨日も言いましたが、もう少し皆さんといろいろ議論をして、議会も町も議論をして、合議をして、決めていくというのがルールなんです。その辺をこれからはしっかりとやっていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

議 長 (佐藤副町長を指名)

副 町 長 瀧野議員の質疑にお答えをしたいと思います。

昨日の一般質問のところでも、瀧野議員が申されているところだというふう

に、私も理解をしております。

やはり施設をつくる、イニシャルコストとランニングコストといったところもございますし、建設する意義といたしますか、そういったところはしっかりと説明をする必要もございますし、それから、設置した後の経営、運営、そのあたりも、この施設をつくったことによって、いかに波及効果があるのか。それから地域にとって、あるいは関係する人にどういう効果があるのかといったところを、今まで以上に意識する必要があるかと思います。

そういったところで、今回のこのアウトドアセンターにつきましても、しっかりと運営をしていくというところが、これから一番重要なところだというふうに考えておりますので、そのことについて、認識をして、努めていきたいというふうに思います。

議 長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

議 長 質疑を終わります。
以上で報告第13号を終わります。

議 長 ここで昼食のため、休憩いたします。 (午前11時52分)
午後1時から再開します。

(休憩)

議 長 午前中に引き続き、会議を開きます。 (午後0時59分)

議 長 日程第5、報告第14号「工事変更契約請負契約の締結に関する専決処分の報告について」を議題とします。
専決処分の報告を求めます。

(中川教育委員会事務局長を指名)

中川局長 議案に基づき報告

議長 報告は終わりました。
これより質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

(大原貴明議員を指名)

大原議員 今回のこの変更の内容ですけれども、合同専門委員会あたりで御説明いただいたのは、消火設備を更新する。それから自動火災報知器設備の更新をするということで御説明を受けたんですけれども、消火設備については、設計した段階で、普通は調査するものだと思うんですけれども、今回やる理由が、事前調査を実施したが、水道の水圧が規定より低く、それよりもポンプを設置するのではなくて、パッケージ型の消火設備にすることにしたということで、今回追加される。

それからもう一つ、自動火災報知器も、現地再調査の結果で、老朽化が激しくということが判明したというんですけれども、これ結構大きな更新工事、1億円近い工事だと思うんですけれども、こういう子供たちであったりとか、地域の人が使う体育館、安全設備、装置なんていうのは、当初の設計段階から、設計というか、調査するのが当たり前だと思うんですけれども、ちょっと今回、ここが抜けていたことが理解できないんですけれども、これは、そもそも調査してなかったんでしょうか、お伺いいたします。

議長 (中川教育委員会事務局長を指名)

中川局長 今回のこの関係ですけれども、消防署ができる前の昭和45年に設置された自動火災報知器でありまして、当時、消防署の完成検査を受けておりませんでした。

当時の建築基準に基づき、設置をされていたというものになります。

今回のように、消防署ができる前に、既に自動火災報知器が設置されている場合には、消防法令が改正されても、すぐに改修が必要とはならない。あくまでも現状の基準には適合していない。既存不適格の構築物となり、法令違反とはならないものでございます。

ただし、大規模な改修等を行う場合には、現在の基準に適用する必要があるということで、今回、消防署から建設業者に、現在の基準に適用するよう、指導を受けたものでございます。

当初の調査設計の段階で、事業者と十分消防設備の関係を含めまして、建築基準であるとか、法に適した最初の現場確認等が十分詰めていなかった、できなかったということで、反省をしております。

以上です。

議長 (大原貴明議員を指名)

大原議員 理由は分かりましたけれども、今後、各学校であったり、公共施設、こういった大規模改修、長期的な計画で予定をされていると思うんですけども、特にこういう安全安心に関わる設備については、当初の設計段階から、しっかりと担当課であったりが目を光らせて、こういう後で追加をするであったりとか、変更して直さなきゃいけないということがないように、ぜひともこれはお願いをしておきたい。要望というわけではないですけども、そうすべきだと思います。

今後、そのように、当然、対応していただけますか。

議長 (中川教育委員会事務局長を指名)

中川局長 大原議員の質疑にお答えいたします。

御指摘のとおりでございます。事前の調査設計の段階で、消防設備等の基準を含め、専門業者とともに現場確認を十分行い、是正が必要な場合には、当初設計に反映させるなど、十分精査した上で、事業を進めたいと考えております。

以上です。

議 長 ほかに質疑ありませんか。

(瀧野 志議員を指名)

瀧野議員 お伺いします。美川中学校の生徒数は何人でしょうか。また、体育館は、社会教育あたりでも利用はしよるんでしょうが、利用する大体人数、アバウトで構いませんが、どれぐらいおいでになるのか。

また、以前から中学校統合問題がありましたが、そこら辺についても、答弁をいただいたらと思います。

議 長 (中川教育委員会事務局長を指名)

中川局長 瀧野議員の質疑にお答えいたします。

現在、美川中学校の生徒数ですけれども、27名でございます。体育館の利用につきましてはちょっと、データがございませんので、確認をまたさせていただきますというふうに思います。

以上です。

議 長 よろしいでしょうか。

(小野教育長を指名)

教 育 長 瀧野議員の質疑にお答えします。

現在、美川中学校の場合、統合ということは、まだ俎上にのぼっておりませんけれども、昨日の一般質問でもお答えをいたしましたように、現在、美川中学校がっております寄宿舎、若竹寮を活用した新しい学校運営、積極的に取り組もうと。生徒数の確保にもつなげていく、そういったところで取り組んでおるところです。

以上です。

議 長 (瀧野 志議員を指名)

瀧野議員 昨日から人口減少社会、子供たちのことについては、例えば建てるべきでないとか、こうするべきでないとかいうような考え方は持っておりませんが、最終的には、町も、昨日も言いましたが、2040年には自治体の半分が消滅するというようなことは言われとるわけですね。

そういった中で、教育の面でも、やはり少ない人数で競争するよりも、ある一定の人数がいないと、クラブ活動あたりも、幾つかのクラブ活動やないとうまくいかんのやないかと思うんですね。

総合して、これあと何年かたったら、またずいぶん減ってくるんだろうと思いますが、これ建物だっただけでずいぶん長く持ちますが、そこら辺もちゃんと計算しての改修工事ですか。

大方、建てた当時の金額ぐらいになるんですよね、我々考えたら。その辺はどうなんですかね。そういったこともちゃんと計算されて、今回の改修工事ということになったんですか。

議 長 (小野教育長を指名)

教 育 長 瀧野議員の質疑にお答えをいたします。

先ほども申しましたように、若竹寮を使った新たな学校運営ということ、地域を挙げて検討しておるところでございますし、何より基本的には、中学校は町内に2つあるということは、現在、私は非常にありがたいことだというふうに思うことがたくさんございます。

例えば、不登校の児童生徒が、増えていく傾向に現在あるんですけれども、これは町内の問題だけじゃなくて、県内、全国的にも大きな問題で、同様の悩みを抱えておりますけれども、そうしたところで学校に馴染めない、そうした子供が、具体的に申しますと、久万中学校で学校に馴染めない子が、もう一度、美川中学校で頑張ってみたいというふうに、新たな学びの場を求めて、転校し

ていった生徒も中にございます。

そこで、それは教育委員会で厳重に精査して、その承認をするわけですけれども、誰も彼もというわけにはまいりません、特別な理由があるというふうに認めたものでございますが。

そんなことで、救われる生徒がそこにいる。それは学校が2つあるということが、大きなことだろうと。

ですから、美川中学校、1年でも長く見守っていきたいと、そのように基本的には考えているところでございます。

以上です。

議 長 (瀧野 志議員を指名)

瀧野議員 2つあるという利点というのは、片方で駄目になった子を片方で受け入れるという考え方ですか。

議 長 (小野教育長を指名)

教 育 長 瀧野議員の質疑にお答えをいたします。

片方が嫌になったから、片方に新たにという、安易な選択ではなくて、やはり、そこで何とか救える子がおるんじゃないかというところでの考え方でございまして、そこでは教育委員会、十分に、慎重に学校と協議しながら、また子供たちの家庭とも十分協議をしながら、進めておるところでございます。

安易な選択ではないというふうに思っております。

以上です。

議 長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

議 長 質疑を終わります。

以上で報告第14号を終わります。

議長 日程第6、議案第70号「令和5年度久万高原町一般会計補正予算（専決第2号）の専決処分について」を議題とします。
提案理由の説明を求めます。

（木下総務課長を指名）

木下課長 議案に基づき説明

議長 提案理由の説明が終わりました。
これより、質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

（なしの声）

議長 質疑を終わります。
これより討論を行います。
討論される方はございませんか。

（なしの声）

議長 討論を終わります。
これより採決します。
お諮りします。
議案第70号は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

（異議なしの声）

議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第70号「令和5年度久万高原町一般会計補正予算（専決第2号）の専決処分について」は、原案のとおり承認することに決定しました。

議長 日程第7、議案第71号「令和5年度久万高原町一般会計補正予算（専決第3号）の専決処分について」を議題とします。
提案理由の説明を求めます。

（木下総務課長を指名）

木下課長 議案に基づき説明

議長 提案理由の説明が終わりました。
これより、質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

（なしの声）

議長 質疑を終わります。
これより討論を行います。
討論される方はございませんか。

（なしの声）

議長 討論を終わります。
これより採決します。
お諮りします。
議案第71号は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

（異議なしの声）

議長 異議なしと認めます。
したがって、議案第71号「令和5年度久万高原町一般会計補正予算（専決第3号）の専決処分について」は、原案のとおり承認することに決定しました。

議長 日程第8、議案第72号「久万高原町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。
提案理由の説明を求めます。

（沖中住民課長を指名）

沖中課長 議案に基づき説明

議長 提案理由の説明が終わりました。
これより、質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

（なしの声）

議長 質疑を終わります。
お諮りします。
本案については、総務文教厚生常任委員会に付託の上、審査することにした
と思いますが、これに御異議ございませんか。

（異議なしの声）

議長 異議なしと認めます。
したがって、議案第72号は、総務文教厚生常任委員会に付託することに決定しました。

議長 日程第9、議案第73号「久万高原町放課後児童健全育成事業の設備及び運

営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

(西森保健福祉課長を指名)

西森課長 議案に基づき説明

議長 提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(森 博議員を指名)

森 議員 学童保育、放課後児童支援員につきましては、今回の改正条例にある、県知事等が実施する研修を終了することに加え、保育士の資格を持つ、あるいは放課後児童健全育成事業に5年以上従事した者であって、町長が適当と認めるもの、などの該当要件の1つを満たす必要があります。

今、この事業を行っているのは、町の中心部にあります社会福祉法人が運営する1施設のみであります。

遠距離にある小学校から、この施設の利用は送迎が必要となり、時間もかかり、現在の燃料高騰、人手不足、運転手の人手不足等もあり、大変な状況でございます。

放課後児童支援員を確保するなどして、こういった遠方の各地域でも、中心部の小学校と同様な学童保育を実施できるような体制はできないか、町の見解をお伺いいたします。

議長 (西森保健福祉課長を指名)

西森課長 森議員の質疑にお答えいたします。

現在、面河小学校と仕七川小学校にて、放課後子ども教室を実施しておりますが、平日の週3日実施しており、長期休業中や土日は実施していない状況にあります。

各小学校での放課後児童クラブの設置する場合には、要件が幾つかありまして、まず1つ目の要件ですが、職員体制が必要になります。1クラスにつき指導員を2名以上配置し、うち1名は放課後児童指導員の資格を持ったものということになります。

またもう1つの要件が、開所日数が、原則250日以上ということをお定めておりますので、この条件については、各小学校での要件を満たすのはちょっと困難ということで、小学校での放課後児童クラブについては、難しいものと思われまます。

以上でございます。

議 長 (森 博議員を指名)

森 議員 今、説明いただきまして、面河、仕七川、柳谷を復活したらですけども、そういったところでは、学童保育の実施はちょっと難しいというお話でございました。

今、西森課長の説明の中にもございましたように、町民福祉の福祉サイドでの学童保育は難しいということで、教育委員会サイドでの放課後子ども教室という補助事業を使って、今、仕七川、面河、久万地区でも、そういった事業を行っているというふうに聞いております。

しかしながら、やはり週3回でありますとか、午後5時までの見守りということで、共稼ぎをされている親御さんにおきましては、ちょっと不十分なところもあると思います。

これはやはり、縦割りといいますか、保健サイドでは厚労省関連の事業になると思いますし、教育委員会がされている事業については、文科省関連の事業の流れになると思います。

しかしながら、サービスを受けるといいますか、必要とする親御さんにとりましては、そういった、どこの流れでも構わないと思うんですが、同じような

条件で預かりをしていただける、子供の居場所づくりがあれば、非常に助かる
んではないかと思います。

また、町としましても、福祉サイド、それから教育委員会サイド、十分情報
を交換しながら、どういったニーズがあるか吸い上げていただいて、地域でで
きることは地域でできるような、例えば面河小学校、仕七川小学校、比較的近
い位置にございます。それを3日、3日で分けてやっといでるようすけれど
も、そのあたりで何とか補完し合いながら、週の5日間、どっちかで預かって
いただけるような体制がとれないかとか、いろいろな方法を考えていただいて、
地域によって、そういったサービスを受ける差がないような制度を、ぜひつく
っていただけたらと思います。

以上でございます。

答弁は結構でございます。

すみません、町全体のお話でございますので、町長さん、御意見。そのあた
り、教育委員会、町サイドとの横断というところでの子育て支援、今後の進め
方の考え方、今の範囲で構いませんので、よろしく願います。

議 長 理事者答弁を求めます。

(河野町長を指名)

町 長 森議員のお考え、よく分かりますところですけど、さっきも担当課長の説明
の中でありましたように、建てるといいますか、厚労省と文科省それぞれ担当
しているところがすみ分けされての、今の制度でございます。

たちまち、これ検討するといっても、今、申し上げましたように、所管が違
うところがございますので、その前の段階として、検討していかないといけな
いんだと思います。

おっしゃる意味はよく理解もできますから、検討の前に、ちょっと研究をす
る時間をいただいて、また報告を申し上げたいと思います。

議 長 よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

議 長

質疑を終わります。

お諮りします。

本案について、総務文教厚生常任委員会に付託の上、審査することにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

したがって、議案第73号は、総務文教厚生常任委員会に付託することに決定しました。

議 長

日程第10、議案第74号「久万高原町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

(西村病院事業等総括事務長を指名)

西村事務長

議案に基づき説明

議 長

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(岡部史夫議員を指名)

岡部議員

今回の一部を改正する条例の中身ですが、一般病床47床、60床、合わせ

て療養病床30床廃止の改正内容ですけれども、今回の改正が、町立病院の理念である、地域に愛され、信頼される病院に向けて、揺るぎない推進につながり、コロナ後における病院経営戦略において、重要な改正ということでしょうか、お聞きします。

議 長 (西村病院事業等総括事務長を指名)

西村事務長 岡部議員の質疑にお答えいたします。

病院理念の推進のためには、医療提供体制の継続が第一であるというふうに考えております。

このたびの改正は、看護職員等の人材減少に伴い、これまで継続していた2病棟それぞれで看護体制を継続することが困難になったことから、看護職員等を1病棟に集約し、看護体制の継続、医療、看護の提供を目的としたものでございます。

この改正は、救急医療の確保、病院経営の継続、地域住民への医療提供体制確保の観点から、重要なものであるというふうに考えております。

以上でございます。

議 長 (岡部史夫議員を指名)

岡部議員 病院の経営上において、町立病院事業等運営委員会の存在がありますが、病院事業等の運営において、当運営委員会の役割及び機能について、改めて御説明をいただきたいと思っております。

議 長 (西村病院事業等総括事務長を指名)

西村事務長 岡部議員の質疑にお答えいたします。

運営委員会は、病院事業等の運営に関する諸課題や改善策を検討、協議する諮問機関で、運営方針、事業計画や目標、予算決算等における諸課題の解決のために、多方面から御意見をいただき、経営改善や患者様へのサービスの向上

など、よりよい病院運営を図るための組織であるというふうに認識しております。

以上です。

議 長 (岡部史夫議員を指名)

岡部議員 以前に父二峰診療所長の恩地先生が、大学病院との連携を切ってはいけない。町立病院の生命線だというふうに強調をされていました。

元気の間は地域診療を希望されておりました恩地先生は、もう既に退職をされています。慢性的な人材不足や厳しい経営の見通し、さらには大学病院の協力関係の有無などが、自力による病院経営改革プランが難しいとして、病院運営活性化プランを外部に委託して、病院経営の見通しを確立させていくと聞き及んでいます。

地域医療の要である病院事業等の運営課題について、病院内ではどのような内容が、病院運営の検討課題になっているのか。先ほど少し触れられましたが、さらに詳しく、可能な範囲で御説明をいただければと思います。

議 長 (西村病院事業等総括事務長を指名)

西村事務長 岡部議員の質疑にお答えいたします。

まず一番は、久万高原町におきまして、町立病院が永続的に医療提供できるように、経営力強化や機能強化を図り、町民の皆様が安心できる医療提供体制の構築を行うことが、一番大きな課題だというふうに感じております。

また、議員の質問にもございましたが、医療従事者の慢性的な人材不足があります。財政面では、経常損益が赤字計上となっている状況で、特に給与費の割合が高い状況なので、人員配置の見直しや、労働生産性を高める必要があるというふうに考えております。

また、急性期病床の稼働率が58.5%と低い状況にありますので、収益を確保する上で、稼働率を向上させる必要があるというふうに考えております。

以上でございます。

議長 岡部議員の本件に関する質疑は既に3回になりましたが、会議規則第55条ただし書の規定によって、特に発言を許します。

(岡部史夫議員を指名)

岡部議員 先ほど私も触れましたけれども、その厳しい経営の中の基盤となる部分として、大学病院との協力関係、これが非常に重要なことになってくると思いますが、この大学病院との関係について、現在、あるいは今後の見通しについて、状況を御説明いただきたいと思います。

議長 (西村病院事業等総括事務長を指名)

西村事務長 岡部議員の質疑にお答えいたします。

今現在、愛媛大学医学部のほうから医師の派遣を受けておりますが、大学におきましては、専門医療制度という形での医療がかなり進んでおります。将来的に、この大学病院と町立病院との間で医師の派遣ができるかどうかということまでは、まだ詰めきっておりませんが、今後も派遣をいただくように努力してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長 (岡部史夫議員を指名)

岡部議員 大学病院からの派遣の課題、こういった問題が横たわっておりますし、引き続き、懸命に関係性の継続については努力をしていかなければ、病院存続にも影響するかと思います。

そういったことで、病院の課題は多いと言われながら、運営委員会に対する時間はいつも2時間程度でございます。大体15時に始まって17時に終わるという。

そして、開催の頻度は、年に1回から2回程度でございます。

先般の運営委員会においても、町長も時間を気にされ、委員の質問を制限されるような発言もありましたが、現状のような運営委員会の対応で、本気で病院等の運営改善に取り組まれようとするのか、町の危機感は感じられません。

町長にお聞きします。今後、病院経営の課題をいつ頃までに解決し、地域の拠点病院を確立して、住民不安をなくしていくとする道筋はお示しできるのでしょうか。

議長 (河野町長を指名)

町長 町立病院、先ほど議員もおっしゃられましたけれども、地域に愛され、そして信頼される病院、これは普遍のものでございますし、御案内のように、2次救急医療機関として、町の基幹病院として、町民の皆さんの安心と安全を確保するため、病院一丸となって医療業務に従事をしていただいているところでございます。

お聞きの点ですけれども、ただいま、公立病院の経営強化プランによって幾つかの課題がございます。

この作成中のプランで、運営委員会でも指摘をされたことも含めて、なるべく早く方向性を示したいと、そのように思っております。

以上です。

議長 (岡部史夫議員を指名)

岡部議員 なかなか、なるべく早く方向性といいながらも、いつになったら方向性が示していただけるのか、非常に不安でございます。

ここで、最後にお聞きしたいんですが、DXの推進でも、非常に病院関係のDX推進、どういうことになるのか大変気になるところでございますけれども。5G対応の遠隔医療がどのように検討されているのか、現状の状況及び、いつ頃から遠隔医療の対応が可能になるのか、見通しについてお伺いをしたいと思います。

議 長 (西村病院事業等総括事務長を指名)

西村事務長 岡部議員の質疑にお答えします。

今現在、遠隔医療、治療の関係ですが、愛媛県が県立中央病院と、愛南町にございます南宇和病院で、5G等を活用しての実証実験が始まっております。

また、高知県の四万十市、宿毛市を中心としました幡多地域エリアでございますが、そちらが結構早い段階から、遠隔による医療の診察等が行われております。

町立病院としましても、将来的には当然、へき地へ行っての診察ということも考える必要がございます。そのためには、診察専用の車両、そういったものも導入する必要もあるかというふうに考えておりますし、今回、作成中の改革プランの中でお示しができたら、非常にいいかなというふうには考えておりますが、今現在、どのような方向がいいのかという検討中でございますので、今しばし時間をいただければというふうに考えております。

以上です。

議 長 他に質疑ありませんか。

(なしの声)

議 長 質疑を終わります。

お諮りします。

本案については、総務文教厚生常任委員会に付託の上、審査することにした
いと思いますが、これに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第74号は、総務文教厚生常任委員会に付託することに決定しました。

議 長

お諮りします。

日程第11、議案第75号「令和4年度久万高原町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について」から、日程第14、議案第78号「令和4年度久万高原町簡易水道事業会計決算の認定について」までの4件は、関連がありますので、一括議題にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

したがって、議案第75号から議案第78号までの4件は、一括議題とすることに決定しました。

議案第75号「令和4年度久万高原町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について」から、議案第78号「令和4年度久万高原町簡易水道事業会計決算の認定について」までの4件を一括議題とします。

各議案について、提案理由の説明を求めます。

(藤岡会計管理者を指名)

藤岡会計
管 理 者

議案第75号「令和4年度久万高原町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について」

地方自治法第233条第3項の規定により、令和4年度久万高原町一般会計及び特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて、議会の認定に付する。

令和5年9月12日提出 久万高原町長。

提案理由でございますが、歳入歳出決算につきましては、地方自治法第233条第3項の定めによりまして、毎年度、監査委員の審査意見をつけて議会の認定に付することとなっております。今年も一般会計及び特別会計の決算書を審査していただきましたので、その審査意見の概要を報告し、議案の説明とさせていただきます。

それでは、令和4年度久万高原町歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書の1ページをお願いします。

審査の概要でございますが、審査の対象は、令和4年度久万高原町一般会計と7つの特別会計です。

審査の期間は、令和5年8月3日から8月17日までの4日間。

審査の方法ですが、全ての計数は正確であるか。予算の執行は、議決の趣旨に沿って適正かつ効率的に行われているか。会計事務は関連法令に基づき、合法かつ適切に処理されているか。財産の管理は適正にされているか、などの諸点に主眼を置き、照会、検証また、関係職員からの聞き取り等により、審査していただきました。

2ページ、3ページに、審査結果、審査意見をいただいております。

それでは、2ページ4行目からになりますが、令和4年度の一般会計の決算総額は、歳入109億5,969万円、歳出98億2,113万円。形式収支は11億3,855万円。実質収支は、7億4,764万円の黒字となっております。

下から5行目になりますが、普通会計の財政指数では、3年間平均の財政力指数が0.197、経常収支比率は86.2%で4.5ポイントの増。公債費負担比率は10.1%で、0.5ポイントの減。実質公債比率は10.2%で0.2ポイントの減となっており、将来負担比率はゼロ%を下回り、平成28年度に引き続き、該当なく、国の指標においては、健全な状況でございます。

3ページをよろしく願いいたします。

特別会計7会計の全体総額は、歳入34億1,008万円。歳出31億7,332万円。形式収支、実質収支ともに、2億3,676万円となっており、各会計ともに黒字決算となっております。

4行目になりますが、審査の結果、関係諸帳簿及び証書類と符合しており、計数は正確で、会計事務及び財産管理についても、久万高原町財務規則に準拠しており、適正に処理されているものと認めていただきました。

また、事務処理手続においても、おおむね適正に行われていると認めていただきましたが、総括ということで、次の御指摘をいただいております。

決算から見た事業効果について、十分な検証を行い、課題については、今後

の方向性を明らかにして対処し、各種事業の計画的な推進と執行管理に努められたい。

税、料は、人口減少に伴い、減少傾向にある中、貴重な自主財源の確保のため、収納対策を強力に進め、税の不公平感をなくすため、引き続き努力を望む。

町を取り巻く現状は、人口減少や少子高齢化のみならず、新たな行政需要も加わり、厳しい環境となっており、関係経費の増大など課題が多い。普通交付税等の縮減や、行財政改革による歳出抑制が進まない中での安易な財政調整基金の取り崩しは、将来不安を惹起させることから、常に施策の検証を行い、歳出の抑制、歳入の確保に努め、健全で安定した町財政運営に努めることを望む。

社会経済活動がコロナ禍以前に戻りつつあり、経済対策をはじめ、住民活動が衰退しないように対策を練り、今後においても、住民の安心安全が確保されるまちづくりに取り組まれることを期待する、との御意見をいただいております。

4 ページからは、決算の概要等を記載しております。

続きまして、農業集落排水事業特別会計、公共下水道事業特別会計及び浄化槽事業特別会計につきまして、本年4月1日から地方公営企業法に基づく企業会計へ移行し、本年3月31日に打切り決算となりましたので、地方自治法第233条第1項の定めにより、区分して決算の調整を行っております。

それでは、令和4年度久万高原町農業集落排水事業特別会計、公共下水道事業特別会計及び浄化槽事業特別会計意見書の1ページをお願いします。

調査の概要でございますが、審査の対象は、令和4年度久万高原町農業集落排水事業特別会計、公共下水道事業特別会計及び浄化槽事業特別会計です。

審査の期間は、令和5年8月7日の1日間。審査の方法につきましては、先ほどと同じ方法により、審査をしていただきました。

2 ページに、審査結果、審査意見をいただいております。

令和4年度の下水道3事業特別会計の合計は、歳入4億9,036万円。歳出4億7,959万円。形式収支、実質収支ともに1,080万円の黒字となっており、歳入歳出引差引繰越額1,080万円を、公営企業会計に引き継ぐことになりました。

総括として、次のような御指摘をいただいております。

今後とも、徴収率向上に努めていただきたい。

令和5年度からの公営企業会計の移行に伴い、経営状況や財政状況をより明確にし、経営の効率化、健全化を図るとともに、老朽化した施設の適切な更新に努めていただきたい、との御意見をいただいております。

3ページからは、決算の概要を記載しております。

また、年度別の決算状況等を比較した令和4年度決算説明資料を添付しておりますので、後ほどお目通しください。

以上で議案の説明を終わります。

議長 (西村病院事業等統括事務長を指名)

西村事務長 議案第76号「令和4年度久万高原町立病院事業会計決算の認定について」。

令和4年度久万高原町立病院事業会計決算を、地方公営企業法第30条第4項の規定により、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和5年9月12日提出 久万高原町長。

提案理由でございますが、病院事業会計の決算につきましては、地方公営企業法の定めにより、毎年度、監査委員の審査意見をつけて、議会の認定に付することとなっております。

今年度も決算について審査していただきましたので、その審査意見の概要について御報告申し上げ、議案説明とさせていただきます。

それでは、ページをおめくりいただきまして、令和4年度久万高原町立病院事業会計決算審査意見書の1ページをお願いいたします。

審査の概要でございますが、審査の対象は、令和4年度久万高原町立病院事業会計決算で、事業収益9億7,524万3,091円。事業費用9億7,616万6,773円、差し引き92万3,682円の赤字となっております。

審査の期間は、令和5年8月7日の1日間です。

審査の方法につきましては、1. 地方公営企業法等関係法令に基づいて運営されているか。2. 決算報告書及び財務諸表は適正に表示されているか。3. 会計処理は適法な手続により行われているか、などに重点を置き、決算諸表、

関係諸帳簿及び証書類について調査し、説明を聴取して、審査をしていただきました。

2 ページに、決算結果及び審査意見をいただいております。

審査結果及び審査意見でございますが、下から5行目からになります。

審査した結果、関係諸帳簿と符合し、計数も正確に処理されているとお認めいただきました。

しかしながら、医療従事者の不足により、病床を制限せざるを得ない状況については、速やかな対応を求めたい。

上浮穴診療圏における中核病院として、院内診療とともに、在宅診療、訪問看護、介護福祉施設等との連携による地域の包括的医療の推進に努めることが求められており、町の基幹病院として地域に愛され、信頼される病院を目指して、健全な病院運営を強く望むものである、との意見をいただきました。

3 ページから5 ページは、決算の概要等を記載しております。また、その後に決算書を添付しておりますので、後ほどお目通しください。

以上で、議案の説明を終わります。

続きまして議案第77号「令和4年度久万高原町立老人保健施設事業会計決算の認定について」。

令和4年度久万高原町立老人保健施設事業会計決算を地方公営企業法第30条第4項の規定により、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和5年9月12日提出 久万高原町長。

提案理由でございますが、老人保健施設事業会計の決算につきましては、地方公営企業法の定めにより、毎年度、監査委員の審査意見をつけて、議会の認定に付することになっております。今年度も、決算について審査していただきましたので、その審査意見の概要を御報告申し上げ、議案説明とさせていただきます。

それでは、ページをおめくりいただきまして、令和4年度久万高原町立老人保健施設事業会計決算審査意見書の1ページをお願いいたします。

審査の概要ですが、1. 審査の対象は、令和4年度久万高原町立老人保健施設事業会計決算で、事業収益2億9,774万7,764円。事業費用3億45万4,635円、差引270万6,871円の赤字となっております。

2. 審査の期間、令和5年8月7日の1日間です。

審査の方法ですが、1. 地方公営企業法等関係法令に基づいて運営されているか。2. 決算報告書及び財務諸表は適正に表示されているか。3. 会計処理は適正適法な手続により行われているか、などに重点を置き、決算諸表、関係諸帳簿及び証書類について調査し、説明を聴取して、審査をいただきました。

2ページ目には、決算結果及び審査意見をいただいております。

決算結果及び審査意見でございますが、下から4行目、審査した結果、この決算は関係諸帳簿と符合し、計数も正確に処理され、事業運営についても適正に執行されているとお認めいただきました。

令和4年度も、入所は満床状態であり、通所利用者の増加にわずかな改善の余地はあるが、現在ではさらなる運営事業収益は困難な状況となっている。

今年度は、本施設の設置目的に沿った経営のあり方を検討し、介護及び機能訓練、その他必要な医療等を提供し、住民ニーズに寄り添った施設運営に努力していただきたいとの御意見をいただきました。

3ページから5ページには、決算の概要を記載しております。その後、決算書を添付しておりますので、後ほどお目通しいただければと思います。

以上で議案の説明を終わります。

議 長 (辻本環境整備課長を指名)

辻本課長 議案第78号「令和4年度久万高原町簡易水道事業会計決算の認定について」令和4年度久万高原町簡易水道事業会計決算を、地方公営企業法第30条第4項の規定により、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和5年9月12日提出 久万高原町長。

提案理由ですが、簡易水道事業会計決算については、地方公営企業法の定めにより、毎年度、監査委員の審査意見をつけて、議会の認定に付することとなっております。

令和4年度の決算について審査していただきましたので、審査意見の概要を御報告申し上げ、議案説明とさせていただきます。

それでは、令和4年度久万高原町簡易水道事業会計決算審査意見書の1ペー

ジをお願いいたします。

第1、審査の概要。

1. 審査の対象は、令和4年度久万高原町簡易水道事業会計決算で、事業収益、3億7,206万3,496円、事業費用、3億7,338万8,295円、差引きマイナス132万4,799円となっております。

2. 審査の期間は、令和5年8月7日の1日間です。

3. 審査の方法については、1. 地方公営企業法等関係法令に基づいて運営されているか。2. 決算報告書及び財務諸表は適正に表示されているか。3. 関係処理は、適法な手続により行われているか、などに重点をおき、決算諸表、関係諸帳簿、証書類について、調査、聴取、審査をいただきました。

2ページをお願いします。

第2. 審査結果及び審査意見。

監査委員の審査結果及び審査意見をいただいております。

下から8行目になります。

審査した結果、本決算は、関係諸帳簿と符合し、計数も正確に処理され、事業運営においても、適切に処理されているとお認めいただきました。

簡易水道事業の施設は全体で68施設あり、うち直営管理施設が11施設、地元組合管理施設が55施設ある。

また、工事関係では、久万簡易水道中組地区給水管布設工事を実施した。

老朽化に伴う施設の更新や、簡易な維持管理に適したろ過設備の更新など、経費の増加が見込まれるため、今後は使用料の見直しも視野に入れた検討が必要となる。

経営の効率化、健全化を図ると共に、施設の計画的な更新と、地元管理施設の維持管理に努め、利用者に安心・安全な水の安定供給を図れるよう、努められたい。

また、水道料金の収入未済額については、引き続き他部署と連携しながら、徴収率向上に努められたい、との意見をいただきました。

3ページからは、決算の概要等が記載されております。また、決算書を添付しておりますので、後ほど、お目通しください。

以上で、説明を終わります。

議 長 ここではばらく休憩いたします。 (午後 2 時 1 2 分)

(休 憩)

議 長 休憩前に引き続き、会議を開きます。 (午後 2 時 2 4 分)

各議案の提案理由の説明が終わりました。

ここで、それぞれの議案について、総括的な質疑を行いたいと思います。

まず、議案第 7 5 号「令和 4 年度久万高原町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について」を、質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

議 長 続きまして、議案第 7 6 号「令和 4 年度久万高原町立病院事業会計決算の認定について」、質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

議 長 続きまして、議案第 7 7 号「令和 4 年度久万高原町立老人保健施設事業会計決算の認定について」、質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。

議長 続きまして、議案第78号「令和4年度久万高原町簡易水道事業会計決算の認定について」、質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第75号から議案第78号までの、令和4年度決算認定4件については、7名の委員で構成する決算特別委員会を設置し、付託の上、閉会中の継続審査とすることにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第75号から議案第78号までの令和4年度決算の認定4件については、7人で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

お諮りします。

ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任については、久万高原町議会委員会条例第7条第4項の規定により、議長が指名することにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

したがって、決算特別委員会の委員の認定については、議長が指名することに決定しました、

それでは、決算特別委員会の委員の認定は、事務局長に朗読させます。

(篠崎事務局長を指名)

篠崎局長

朗読いたします。

高橋末廣議員、田村昭子議員、瀧野 志議員、阪本雅彦議員、大原貴明議員、大野良子議員、岡部史夫議員、以上7名でございます。

議 長

休憩中に委員会を開いて、正副委員長の互選を行い、その結果を議長まで報告願います。

委員会は、年長議員が臨時に委員長の職務を行ってください。

ここでしばらく休憩いたします。(午後2時27分)

(休 憩)

議 長

休憩前に引き続き、会議を開きます。(午後2時29分)

休憩中に開催されました決算特別委員会において、委員長に岡部史夫議員、副委員長に大原貴明議員が互選されましたので、御報告いたします。

なお、本委員会は閉会中に審査し、次の定例会に委員長報告をお願いいたします。

議 長

日程第15、議案第79号「令和5年度久万高原町一般会計補正予算(第4号)」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

(木下総務課長を指名)

木下課長

議案に基づき歳入・全般説明

議案に基づき歳出説明

(2款1項目)

- (2 款 2 項 目)
- (2 款 3 項 目)
- (3 款 1 項 目)
- (3 款 2 項 目)
- (4 款 1 項 目)
- (6 款 1 項 目)
- (6 款 2 項 目)
- (7 款 1 項 目)
- (8 款 1 項 目)
- (8 款 2 項 目)
- (8 款 4 項 目)
- (8 款 5 項 目)
- (9 款 1 項 目)
- (1 0 款 2 項 目)
- (1 0 款 3 項 目)
- (1 0 款 4 項 目)
- (1 0 款 5 項 目)
- (1 0 款 6 項 目)
- (1 2 款 1 項 目)

議 長 提案理由の説明が終わりました。
これより、質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

(大原貴明議員を指名)

大原議員 3款民生費について、お伺いいたします。
県と市町の連携事業で、新婚世帯への経済基盤安定のための家電の購入補助、それから出産後の育児用品などの購入補助について計上されています。全国的に晩婚化や、第1子の出産年齢の高年齢化が進んでいるというふうに言われて

いますけれども、県市町連携事業の県費の補助対象は29歳以下と、比較的低い年齢に限られているんですけれども、町単独事業として、県の補助対象外の全ての年齢層に対して、今回、補助を行うという事業案となっていて、人口減少対策が急務である本町にとっては、私は評価されるべき事業案かなというふうに考えます。

この町の単独事業分として、今回、480万円が計上されていますけれども、この財源、どのように捻出されているか、お伺いいたします。

議 長 (木下総務課長を指名)

木下課長 大原議員の質疑にお答えいたします。

こちらにつきましては、大原議員言われましたように、大変、人口減少対策というところで、重要な事業でございますので、単独事業費、一般財源として、予定をしておるところでございます。

以上です。

議 長 (大原貴明議員を指名)

大原議員 今回のような人口減少対策に係る支援事業は、例えば、単年度でやっても実効性は薄いかと思います。複数年度にわたって、できれば恒常的な制度としたら、将来的には事業効果が期待できるものになるんじゃないかと思います。

昨日今日でしたか、話がありましたけれども、先週、人口減少対策に関するセミナー研修会に私も参加したんですけれども、その中で、講師の先生が、人口減少対策で、真に力点を置くべきは、移住政策ではなく、子供を産んでくれるような世代を地域から流出させない、この定住政策にこそ力を使うべきじゃないかというふうな話がありました。

この事業案については、そういう世代を町から流出させないということで、大きな役割を担ってくれるのかなと期待されるんですけれども、そういう意味でも、私は継続して行う事業にすべきだと思います。

来年度、この県の予算がどのようになって、市町の連携事業、継続されるか

も不透明ではありますけれども、もし、県費の補助がなくなったとしても、この単独事業は継続していくお考えはございますか。

議 長 (西森保健福祉課長を指名)

西森課長 大原議員の質疑にお答えします。

期限につきましては、今のところ、県のほうからいつまでという提示はありません。今年度から開始した事業でありまして、県下自治体の事業量、事業効果等を把握して、今後、県が検討されるのではないかと思います。

本町においても、県費が補助がなくなった場合についても、事業の効果について検証を行い、判断していきたいと考えております。

以上でございます。

議 長 (大原貴明議員を指名)

大原議員 昨日の一般質問、今日の一般質問でも、人口減少に対する対策というのはお2人からされて、今日も何回もこの話は、言葉は聞いたんですけども、うちの町は、もうそれに対応する事業はできる限り早く、具体的に進めていかなければならないと思います。

この事業、来年どうなるか分からないという話ではありますけれども、やはりこれは継続していく、そのためにはしっかりと財源が、確保が必要だと思うんですけども、プラス長期的な視野で、しっかりと計画も立案していくことが必要だと思います。

今、町の特定目的基金には、人口減少対策であったり結婚支援、それから子育て支援というふうに銘打ったものは、特別に創設はされていないんですけども、例えば、今後そのような基金を創設するなどして、今回財源としている繰越金を積み立てていく、少しずつでも積み立てるなどして、具体的な事業を、迅速に、柔軟に対応できる準備を進めていくべきじゃないかなと思うんですけども、財政面からも、このような対応ができるのかどうか、お考えだけ、今回お伺いしたいと思います。

議 長 (木下総務課長を指名)

木下課長 大原議員の質疑にお答えいたします。

先ほども申し上げましたけれども、大原議員も繰り返し言われておりますとおり、人口減少対策、本町によりましては最重要課題であるというふうに考えております。

目的達成に向けまして、事業の実施を裏づける財源の確保も合わせて、重要な課題だというふうに考えております。

当然のことでありますけれども、これに向けた国、県等の補助事業などもありますので、これらを精いっぱい活用することも、まず重要ではないかというふうに考えております。

また、議員から御提案のありました基金の創出でございますけれども、本町には、いろいろ基金も種類がありますけれども、現在、まちづくり全般に使えるところ、重要な施策について充当するということで、まちづくり地域振興基金などもございます。まずはこれらの活用もできるかというふうに考えますけれども、いずれにしましても、課題解決に向けまして、安定的な財源の確保については、十分に理事者とも検討してまいりたいというふうに思います。

以上です。

議 長 ほかに質疑ありませんか。

(瀧野 志議員を指名)

瀧野議員 昨日の一般質問でも、ちらっとだけ触れましたが、上水道、下水道3事業、これ公営企業会計法にのっかって、企業努力をされておると思いますが、規模が少ないということで、交付税措置をいただいております。それから繰出金で経営をしておるというのが現状かなというふうに思いますが、金額的に非常に大きい。

4事業で10億近い金を出す。町民の皆さんから、2億そこそこしか料金と

してもらってない。7億近い繰出金があると思うんですね。

将来に向かって、これ施設管理あたりにも大きな金がかかってくるし、それから人口が減ってくると、利用者も減ってくる、利用料も減る。

それから、下水道の管路が利用できなくなって、公共下水道を合併浄化槽に切り替えていかなければいけない。大きな問題がここには出てくると思うんですが、その辺のことについては、将来に向けてしっかりとした計画が立てられておるんでしょうか、お聞きをします。

議長 (辻本環境整備課長を指名)

辻本課長 瀧野議員の質疑にお答えをいたします。

議員おっしゃられるとおり、上水道事業、下水道事業ともに一般会計からの繰り出しが多額であり、それに頼っているところはおっしゃるとおりでございます。

それに改善というわけにはなかなかならないわけではございますけれども、上水道では、今現在も老朽化した施設の更新を計画的に進めているところでございます。地元が管理する水道につきましては、高齢化や人口減少などによりまして、維持管理が大変だというようなところもありまして、膜ろ過設備に解消するなどして、そういった維持管理の改善にも努めておるところでございます。今後も計画的に進めてまいります。

下水道におきましても、老朽化が進んでおるわけですが、特に農業集落排水施設ですが、整備から30年近くが、現在、経過しておるというような状況で、更新あるいは長寿命化などもする必要が生じておるところでございます。

補助事業で整備する際には、まずは整備計画を立てる必要がございます。その整備計画は、今年度も県のヒアリングのときに、そろそろ更新をするべきじゃないかというようなところも、ヒアリング時に言われておりまして、その整備計画をまず立てるところを、今後進めてまいりたいというふうに考えております。

その中で、地域によりましては、接続戸数の減少だったり、人口減少によりまして、接続戸数が減っておるというようなところもございまして、それぞれ

そういったところも、計画策定時に合わせまして、それぞれ地域の実情に応じた整備方法を検討し、今後進めてまいりたいと考えております。

議長 (瀧野 志議員を指名)

瀧野議員 下水道の設置の当初に、下水道においては、うちの場合は雨水を入れないということで、酸が非常に強い。整備されたコンクリートを浮かす。25年ぐらいいしか持たないのではないかなというふうな、当初、あつて、明神地区は、ちょうどその当時、私が一般質問して、結局、合併浄化槽に全部切り替えたんですね。

管路の修理がそろそろ年限も来て、大変なことになる可能性があるんじゃないかなということで、ちょっと質疑をさせてもらい mais ますが。

今言ったように、管理ができるように、計画してちゃんとできるのであればいいんですけども、すぐ思いついても、大きな起債が必要になるし、その辺については、ちゃんと準備できるとということでもいいんですか。

議長 (辻本環境整備課長を指名)

辻本課長 瀧野議員の質疑にお答えをいたします。

財源につきましては、当然、補助事業でというふうなところを考えております。先ほども申し上げましたが、まず補助事業で整備するに当たりましては、整備計画を立てるところが前提になってまいります。

その整備計画をまず立てまして、それぞれ更新等を進める、また、あるいは長寿命化を進める、あるいは整備方法を検討するというようなことで進めたいと思っております。

議長 ほかにありませんか。

(岡部史夫議員を指名)

岡部議員 9 款の消防費ですか。こちらの方で、議会からも提案しておりました、災害に備えた地域への対応が、今回、充実されつつあることは大変望ましいことですが、町の考え方にある久万高原町の現状と課題といったところで、防災災害対策において、女性の視点が必要な取り組みとして、避難所の運営が最も高く、次いで避難所機能の充実に向けた検討となっておりますが、現状、避難所の運営機能の充実はどのように図られているのでしょうか。

併せて、災害時に求められる災害ボランティアの団体の数、あるいは登録者の人数についても、お聞きをしたいと思います。

議長 (木下総務課長を指名)

木下課長 岡部議員の質疑にお答えいたします。

質疑のありました避難所の運営機能の充実というところでございますけれども、これについて考えますと、整理すると 2 点あるというふうに考えております。

まず 1 点目でございますけれども、食料品、それから生活用品や備品等の充実確保。

また、2 点目につきましては、やはり運営についての事前準備というところになろうかと思えます。

また、質疑の中にございましたけれども、やはり女性の視点といたしまして、寝る場所、それから洗濯物を干す場所、またお子様連れへの配慮、また専用スペース、それからトイレの確保等も必要になってくるというふうに思います。

また、男性目線では気づきにくい点の配慮も、必要というふうに考えております。

また、現状につきまして、まず生活用品、それから備品等の確保でございますけれども、国からの交付金も昨年度ございましたので、それらを活用しまして、ベット、あるいは食料品、またおむつ、衛生用品などの備蓄品の整備を図っておるところでございます。

また、避難所の運営につきましては、先般の県の総合防災訓練でも、一部地域の方に御参加いただきまして、研修を行わせていただきましたけれども、

災害時には、実際、行政の手が届きにくいというところもございますので、住民の皆さんにはまず避難所運営にあたっていただくための研修に取り組んでいただくことが、必要というふうに考えております。

ただ、まだまだ十分ではございませんので、また高齢者が多い本町でございますので、できることを分担して行っていただくというようなことも念頭に置きながら、避難所運営マニュアルの周知などにも進めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

それから、もう1点ございました、災害ボランティア団体の登録状況でございます。これにつきまして、本町では、災害時におけます救援ボランティアの体制整備につきましては、町の社会福祉協議会が行いますボランティアセンター事業などを通じて行うことというふうにいたしております。

質問のございました慈善の団体、あるいは個人の慈善登録にというところがございますけれども、現在のところ、町、それから社会福祉協議会等では実施していない状況でございます。

以上です。

議 長 (岡部史夫議員を指名)

岡部議員 今後、いつ起きるともすまない災害、地震に向けて、しっかりした備えをしていただきたいと思います。

その中でも、特に、各自治体では、火災、地震等の災害に対応していただく役割を担う消防団員の確保に、大変苦勞されております。

既存の消防団員を、一般的に基本団員と言いますが、大規模災害時に限定して対応する、大規模災害団員及び機能別団員というものがあります。これらの想定、あるいは検討状況について、現状をお伺いしたいと思います。

議 長 (大野消防本部消防長を指名)

消 防 長 岡部議員の質疑にお答えいたします。

機能別消防団員の制度につきましては、平成17年に消防団員を補佐すると

という意味合いから、制度として導入されております。

県内でも機能消防団員を採用しているところも、実際ございます。その中で、昼間の火災のみに出動するという、市役所の職員を機能別消防団員というふう
に認定して、活動しているところもございますけれども、久万高原町におきま
しても、平成29年6月から、昼間の火災のみ出動するというような、機能別
消防団員と同じような役割を持った、役場職員による本部団員を確保して、町
内全域に出動体制をとっている状況でございます。

ただし、先ほど言われました基本的な、正式な消防団員が現状として不足し
ているという意味合いもございまして、まず、団員の確保と思いから、身分的
には機能別消防団員ではなくて、正式な、基本的な消防団員という身分で活動
いたしております。

なお、今後も、先ほど言いましたとおり、条例定数を下回っている状況が続
いていることもございますので、まずは基本団員の確保を優先しつつも、ほか
の機能別消防団員の活動状況だったりとか、またそういった対応の面だったり
とか、そういうことも早急に情報収集するなどして、また検討に努めていきたく
と考えております。

以上でございます。

議 長 (岡部史夫議員を指名)

岡部議員 既存の消防団員の確保、団員確保が非常に難しい現状であるからこそ、いつ
起きるともすまない大規模災害に限定して、対応する機能別団員、そういった
ものの考え方を整理して、そして機能別消防団員とはどういうものなのか、ど
ういう類型があるのか、そういうところもしっかり、ある程度確立をして、ま
さかのときには、そういった方々が既存の団員プラス、災害時の補完的、機能
的に対応していくと、そういう備えが必要かと思いますが、やはり一歩踏み込
んだ検討が必要かと思いますが、いかがでしょうか。

議 長 (大野消防本部消防長を指名)

消 防 長

岡部議員の質疑にお答えいたします。

先ほども申しましたとおり、久万高原におきましては、基本団員がまず不足していることは事実でございます。ただ、その中で、先ほども言いましたとおり、役場の職員と機能別消防団員と、同じ役割を持って活動もいたしております。

ほかの県内の機能別消防団員の活動状況も、若干ですけれども、見たときに、先ほど言われたとおり、大規模災害のときに活動する団員であったりとか、または昼間の火災のみ、あるいは後方支援で食料とかの準備をするとか、いろいろな活動内容がございますので、そのあたりは含めて調査して、久万高原町内でできる、そういった機能別消防団員の確保については、また検討させていただきたいと思います。

以上です。

議 長

ほかにありませんか。

(瀧野 志議員を指名)

瀧野議員

直接、議案と関係ないんですが、お聞きをしたいというふうに思います。

農地の取得に関して。以前は、耕作面積の、いろいろと、4反とか2反とか制限があって、借りてもいいわけですが、それだけの耕作をしてないと農地が買えないということがありますでしたが、今はそれが全部なくなって、誰でも農地の取得ができるようになったのかなというふうに思いますが、それだけに、所有権は移転しても、ほったらかしにする。

これは、農地を放棄地として、そのままでも何の罰もないのか。それとも、今ちょうど放棄地の、草の種がいろんな所に飛びよるんですね。本当に皆さんに、相当、迷惑をかけると思うんですね。その点、そういった規制があるのかなのか。そういった家の周りあたりにもたくさんあると思いますが、その辺については、農業戦略課はどういうことで対応しておるのか。

それと、予算見てみますと、農業は何とかするための予算が意外に少ない。これについても、そういった意欲がないから予算化されてないのか、この2点

についてお聞きをします。

それと、放棄地が農地と宅地とでは、税が違うと思うんですね。その放棄地についても、農地のままの税金をかけて、そのまま済むのか。これは住民課にお聞きをしたいと思います。

以上3点。

議 長 (菅農業戦略課長を指名)

菅 課長 瀧野議員の質疑にお答えします。

おっしゃられました耕作放棄地の下限面積ですが、今年の春から下限面積が撤廃されております。

長所で見ますと、誰でもが農地を持って、農業に取り組みやすいという反面、言われましたとおり、農地を持って、その後ほったらかされた場合につきましては、耕作放棄地がだんだん増えていくということで、この場合、農業委員会のほうで慎重に審査をさせていただいて、農地を持って、当然農地を持って農業をしていただくということが大前提になりますので、そこら辺も厳しく審査もさせていただきながら、農地の取得については、取り組んでいるところでございます。

あと、農業関係の予算につきましてですが、確かに今回の補正予算につきましては、もう必要最小限ということで組まさせていただいております。農業機械等も、かなり高額ですので、その辺のところも、稲作受託者支援事業で50万円、1ヘクタール以上、耕作を受託されている方に対しましては、そういう支援もしているところでございますが、なかなか財源等もありませんので、50万円という上限額を決めさせていただいております。この分につきましては、一応、3年4年5年の大事業となっておりますので、また6年度、見直しというふうなことになります。

また、面積も含めて、金額もいろいろと検討していければと思っております。以上でございます。

議 長 (瀧野 志議員を指名)

瀧野議員

認定農業者の会あたりもあると思うんよね。1年に1回は、必ず会もされよるんだと思うんですね。

そうした中で、例えば今、反当、反収の問題から見ていったら、トマトであったり、ピーマンであったり。一番の問題は、お米。これは米価が安くなって、ほんでも今、結構若い子が、大きな田を耕して、5町とか、多い人は10町ぐらいやりよるんかな。

その人らも努力しておりますが、そのうち、機械の問題やその他で、よう耕作せんようになるかもわからんのよね。

だから、全く駄目になってから対策を立てるんじゃなしに、農業公社には、農地の保全、受託業者の育成という役割があるんで、そこらあたりも、やっぱり農業戦略課の仕事やと思うんよな。

これはさっきの環境整備課と同じで、駄目になってから対策を立てても駄目やと思う。そこら辺を事前に、計画立って、人口を見ていったら、もう人がおらんようになるのは分かっとんじゃけん。その辺についてはどうなんですか、十分計画してますか。

農業委員さんも報酬を上げただけではいかん。やっぱそれなりの仕事はしてもらわないかんと思いますが、どうですか。

議長

(菅農業戦略課長を指名)

菅課長

瀧野議員の質疑にお答えします。

若手の稲作受託者協議会のメンバーとも、年に数回お話し合いをさせていただいて、どのような支援が必要かというふうな感じの意見もいただいております。やはり機械が高額で、なかなかしんどいというふうな話もいただいております。

その辺につきましては、また、先ほど言いましたように、支援策等を検討させていただくのと、あと認定農業者の経営者協議会もございます。こちらにつきましては、年に数回、お話し合いを持たせていただいている状況でございます。

なかなかやはり、トマトもピーマンもですが、当然、清流米の作付農地の管理ということで、大変なというふうなお話を随時いただいております。買い取り金額もやはり下がってきているというふうな状況で、なかなか農家の皆様、大変な状態ということは、把握をしております。

今後も、言われましたように、人口減少、また農家の高齢化、離農される方がやっぱり増えてきておりますので、その辺につきましても、農業戦略として対応はしていかないかんところではございますが、今、具体的な対策がとれてないというのが実情でございます。

今後も、それぞれのトマト、ピーマン、清流米部会の方とお話をさせていただきながら、支援策、対応策については検討していきたいと考えております。

以上でございます。

議長 (瀧野 志議員を指名)

瀧野議員 耕作放棄地、農地の問題は、やっぱりよその国で集団農場とか国営農場とかいうような制度があったと思うけど、何かそういうふうな対策を立てて、今後は大きな田畑をですね、誰かが守っていかないかん。最終的には、町がどういうふうにしていくかという方針は立てないかんと思うんよね。やっぱり、主になるのは、農業戦略課だと思うんです。

以前から、この耕作放棄地の問題、農業の問題、随分前には、うちの局長の時代には、相当いろいろ皆さん意見を言いよりましたが、それなりに対応してきたと思う。

そこら辺が、意外と意見が出よる割に、何も努力されてないような気がする。さっき言ったように、何からでも、それは考えてやっていくべきだと思うんじやけど。それについては、どうですか。やらなんたらこれ、大変なことになると思いますが。やり方はいろいろあると思います。考えてないということですか。

議長 (菅農業戦略課長を指名)

菅 課長 久万高原町、広い農地があり、そして主要な作物がございます。当然、主要農産物を残していかななくてはいけない気持ちは持って、仕事には取り組んでおります。

今回も、補正予算では組ませていただいた関係で、中山間の予算も組ませていただきました。畑野川で、一つ集落をつくって、農地を守っていこうという動きがございました。そういう若手の方、また地域の方とお話もさせていただきながら、今後も農業者支援に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議 長 ほかに質疑ありませんか。

(沖中住民課長を指名)

沖中課長 瀧野議員の質疑にお答えをしたいと思います。

平成28年の税制改正におきまして、耕作放棄地であります農地の固定資産税の増税が決まっておるということで、適用は平成29年度からでございますが、この改正によりまして、通常約1.8倍で計算するというように、改正がなっておるようです。

ただし、これは遊休農地ということでございまして、こういったものが遊休農地に該当するかということになりますと、農業委員会と農地中間管理機構との協議の上で、遊休農地として勧告を受けたものとなっておりますので、それを今、町内の状況については、確認が必要かと思っております。

以上でございます。

議 長 瀧野議員の本件に関する質疑は既に3回になりましたが、会議規則第55条ただし書の規定によって、特に発言を許します。

(瀧野 志議員を指名)

瀧野議員 この問題については、いろんところで起きてきよるし、かなり起きてきと

と思うんだけど、一応あれですか、遊休農地やと1.8倍、これは実際、そうなるんですか。認めないかん言いよったけど、それは、申請したら、行って、調査して認めるということですか。役場の方が調査して、遊休農地と認めたら、1.8倍の税をかけるんですか。

議 長 (沖中住民課長を指名)

沖中課長 瀧野議員の質疑にお答えをしたいと思います。

実際に、これを適用したものというものが、決まり上こうなっておりますが、町内で実際に適用したというものは、私、認識をしておりませんので、今後ちょっと確認をしたいと思います。

以上でございます。

議 長 (瀧野 志議員を指名)

瀧野議員 ここで答弁する以上は、遊休農地だということで認定したら、通常の1.8倍の税をかけるんですか。これ決まってるんですか。

議 長 (沖中住民課長を指名)

沖中課長 瀧野議員の質疑にお答えをしたいと思います。

すみません、今、調べたところなんですが、平成28年の税制改正において、耕作放棄地である遊休農地の固定資産税の増税が決まって、平成29年度から適用ということになっております。

以上です。

議 長 暫時休憩します。 (午後3時10分)

(休 憩)

議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。 (午後 3 時 16 分)
理事者の答弁を願います。

(沖中住民課長を指名)

沖中課長 お答えをしたいと思います。
制度としては、先ほど申し上げたように、ある制度でございますが、当町におきましては、実際にそれを適用したという例はありませんが、今後のことにつきましては、農業委員会、あるいは農業戦略課とも協議をしながら、必要に応じて、町民の方にもお知らせをしないといけないというふうに考えております。
以上でございます。

議長 (瀧野 志議員を指名)

瀧野議員 検討するやという問題とは違うし、決まっとんなら、今言うように、当町では、適用したことはないじゃのいう答弁は余分なことで、決まったことだけを答弁してくれたらええということなんよね。

これからは、役場へもし申請して、ほんなら農業委員会で検討して、農業管理機構いうたん、何かそこへ言うて決定をするということなんですか。そこまでやっぱり答弁せないかんじゃないですか、課長。

議長 (沖中住民課長を指名)

沖中課長 お答えをしたいと思います。
御指摘のとおり、本当に該当するというものがあれば、指導として課税をしないといけないというふうに考えております。
以上です。

議長 (瀧野 志議員を指名)

瀧野議員 本当にもウソもないんで、本当のことを言いよんで。本当にせないかんのならというのは、どういうことですか。

議 長 暫時休憩します。 (午後 3 時 1 8 分)

(休 憩)

議 長 休憩前に引き続き、会議を開きます。 (午後 3 時 2 6 分)

(菅農業戦略課長を指名)

菅 課長 瀧野議員の質疑にお答えします。

久万高原町内には、農振農用地、俗に言う青字、必ず農地をつくっていかなくてはいけないという土地があります。農振農用地には白地というのもあるんですが、こちらのほうは農地、必ずつくっていかなければならないというふうな決まりはないんですが、農振農用地、これも確認したところ、多少、荒れているところも把握できます。

この分につきましては、やはり農業委員会、耕作放棄地の確認等も業務になっておりますので、確認もさせていただいて、またその情報をもとに、耕作放棄地、荒れていかない対策としまして、課税の強化というのも一つあるのかなと思います。

そちらもまた、住民課の方にも情報を寄せて、また連携しながら、今後、耕作放棄地が増えないように、対策をとっていければと思っております。

以上でございます。

議 長 (瀧野 志議員を指名)

瀧野議員 例えばこれ、久万の農地やからはっきりせんので、松山市で、例えば大きな農地を持つとって、お父さんが亡くなって、息子さん、もう農業なかなかでき

ん。その場合は案外、農地を貸すんですね。農地として、それを利用する。その場合には課税がないと。

今の場合は、小さいだけであって、農地に対する課税、農地やない課税、これについて、はっきり聞きよるわけやけん。

昨日も町長、いうたら、特定地域の地目変更については、いろいろ、知事陳情でもいろんな意見が出とったけど、まさに、そこまで特定地域じゃないところで、農地ということで、今議論しよるわけで、簡単なことやと思うんじゃけどな。課税をされるかされんかやけん。

松山辺やったら大変なんよ。松山辺への土地で、例えば10町歩、15町歩もついでる人、特農家おるけど、その人らがもしお父さんが亡くなって、言うたら財産を引き受けた、さあ大変。農地じゃなかったら大変な税金がかかるわけ。

そこのとこを聞きよるわけなんで、それが答弁できんといかないな。

もういかなんだら、もう今日じゃなかった、明日でも。分からんのやろ。

議長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案については、所管の常任委員会に付託の上、審査することにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第79号は、所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

議 長 日程第16、議案第80号「令和5年度久万高原町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」を議題とします。
提案理由の説明を求めます。

(西森保健福祉課長を指名)

西森課長 議案に基づき説明

議 長 提案理由の説明が終わりました。
これより、質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。
お諮りします。
本案については、総務文教厚生常任委員会に付託し、審査することとしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第80号は、総務文教厚生常任委員会に付託することに決定しました。

議 長 日程第17、議案第81号「令和5年度久万高原町凶荒予備事業特別会計補正予算（第1号）」を議題とします。
提案理由の説明を求めます。

(小野林業戦略課長を指名)

小野課長 議案に基づき説明

議 長 提案理由の説明が終わりました。
これより、質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案については、産業建設常任委員会に付託し、審査することにしたいと思
いますが、御異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第81号は産業建設常任委員会に付託することに決定しま
した。

議 長 日程第18、議案第82号「令和5年度久万高原町簡易水道事業会計補正予
算(第1号)」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

(辻本環境整備課長を指名)

辻本課長 議案に基づき説明

議 長 提案理由の説明が終わりました。
これより、質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案については、産業建設常任委員会に付託し、審査することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第82号は、産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

議長 日程第19、議案第83号「令和5年度久万高原町下水道事業会計補正予算(第1号)」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

(辻本環境整備課長を指名)

辻本課長 議案に基づき説明

議長 提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案については、産業建設常任委員会に付託し、審査することにしたと思いますが、御異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第83号は、産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

議長 ここで10分間休憩をいたします。 (午後3時46分)

(休憩)

議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。 (午後3時57分)

議長 日程第20、議案第84号「久万高原町教育委員会委員の任命について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

(河野町長を指名)

町長 久万高原町教育委員会委員の任命についてでございます。

下記の者を久万高原町教育委員会委員に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

令和5年9月12日提出 久万高原町長。

人事案件でございますので、氏名、住所は空白で提出をしております。御記入をお願いします。

住所は、久万高原町洪草2542番地。氏名、中川邦彦。生年月日、昭和32年11月20日でございます。

提案の理由ですけれども、教育委員会委員の中川邦彦氏は、令和5年9月29日をもって任期満了となるため、その後任委員でございます。

中川邦彦氏は、令和元年9月から教育委員として御活躍をいただいておりますが、引き続き、任命いたしたく提案するものでございます。

よろしく願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論される方はございませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。

これより採決します。

お諮りします。

議案第84号は、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第84号「久万高原町教育委員会委員の任命について」は、理事者提案のとおり同意することに決定しました。

議長 お諮りします。

日程第21、諮問第1号及び日程第22、諮問第2号の「人権擁護委員候補者の推薦について」の2件を、一括議題にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

したがって、諮問第1号及び諮問第2号の2件を一括議題とすることに決定しました。

議長 諮問第1号及び諮問第2号の「人権擁護委員候補者の推薦について」の2件を、一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

(河野町長を指名)

町長 諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦について」でございます。

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求める。

令和5年9月12日提出 久万高原町長。

住所 久万高原町上黒岩6番地

氏名 古見宗敏

生年月日 昭和31年9月10日

提案理由は、令和5年12月31日付で、前任者、梶家和彦氏の退任によります。

提案理由ですが、今回の推薦は、今申し上げました日付で、前任者、梶家和彦氏が任期満了し、退任されることとなったことから、今回、新任として古見宗敏氏を推薦するものです。

古見氏は、長年、町職員として町内の人権啓発に関わられ、退職後は、集落支援員として、地域に根差した活動を行っており、広く社会の実情に通じ、人

権擁護についても、深く理解があり、適任と考えております。

続きまして、第2号でございます。同じく人権擁護委員候補者の推薦でございます。

住所 久万高原町中津4832番地

氏名 石割眞一

生年月日 昭和34年10月8日

提案理由ですが、今回の推薦は、同じく令和5年12月31日付で、前任者、山本眞人氏が任期を満了し、退任されることとなったことから、今回、新任として石割眞一氏を推薦するものです。

石割氏は、元消防職員して、長きにわたり住民の生命、財産の保護に努められ、地域での信望も厚く、また広く社会の実情に通じ、人権擁護委員についても、深く理解があり、適任と考えております。

どうぞよろしく願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。
質疑、討論、採決は1件ずつ行います。
諮問第1号について、質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
これより討論を行います。
討論される方はございませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。
これより採決します。
お諮りします。

諮問第1号は、原案のとおり、適任と答申することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

したがって、諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦について」は、理事者提案のとおり、適任と答申することに決定しました。

議 長 続いて、諮問第2号について、質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論される方はありませんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。

これより採決します。

お諮りします。

諮問第2号は、原案のとおり、適任と答申することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

したがって、諮問第2号「人権擁護委員候補者の推薦について」は、理事者提案のとおり、適任と答申することに決定しました。

議 長

お諮りします。

日程第23、報告第15号「令和4年度決算に基づく健全化判断比率の報告について」及び日程第24、報告第16号「令和4年度決算に基づく資金不足比率の報告について」は、関連がありますので、一括報告にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

したがって、報告第15号及び報告第16号は、一括報告とすることに決定しました。

議 長

報告第15号「令和4年度決算に基づく健全化判断比率の報告について」及び、報告第16号「令和4年度決算に基づく資金不足比率の報告について」を、一括報告します。

提出者の報告を求めます。

(木下総務課長を指名)

木下課長

議案に基づき報告

議 長

提出者の報告は終わりました。

これより一括して質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。

以上で、報告第15号「令和4年度決算に基づく健全化判断比率の報告について」及び、報告第16号「令和4年度決算に基づく資金不足比率の報告につ

いて」を終わります。

議 長 日程第25、報告第17号「令和4年度久万高原町の教育に関する事務の点検評価報告について」を議題といたします。

提出者の報告を求めます。

(中川教育委員会事務局長を指名)

中川局長 議案に基づき報告

議 長 提出者の報告が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

以上で、報告第17号「令和4年度久万高原町の教育に関する事務の点検評価報告について」を終わります。

議 長 日程第26、報告第18号「公益社団法人久万高原農業公社の経営状況報告書について」を議題といたします。

提出者の報告を求めます。

(菅農業戦略課長を指名)

菅 課長 議案に基づき報告

議 長 提出者の報告が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
以上で、報告第18号「公益社団法人久万高原農業公社の経営状況報告書について」を終わります。

議長 日程第27、報告第19号「株式会社いぶきの経営状況報告書について」を議題とします。

提出者の報告を求めます。

(小野林業戦略課長を指名)

小野課長 議案に基づき報告

議長 提出者の報告が終わりました。
これより質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

(瀧野 志議員を指名)

瀧野議員 これは、ここで議論することではないかも知れませんが、いぶきの総会の際に、設立されたのは随分昔で、行政関係者、議員であったり、木材関係者がいぶきの株を、1億創生の事業でできた会社だと思いますが、総会の際に、相続されたり亡くなった方、亡くなる前の方、何とかならんか。株が何とかならんかという意見がありましたが、町長からは、後で検討するというふうに言われましたが、その後、町長、検討したかどうかだけをお聞きしたいと思います。

議長 (河野町長を指名)

町長 そういう要望は、総会の後、役員会でもお聞きもしておりますけれども、まだ協議は、この間、総会あったばかりで、できておりません。

急いで協議もしたいと思いますし、どういう形が一番望ましいのか、そこらも含めて、きちっと検討して、お知らせをしたいと思います。

議長 質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。

以上で、報告第19号「株式会社いぶきの経営状況報告書について」を終わります。

議長 日程第28、「議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件」を議題とします。

お諮りします。

議会運営委員長から、久万高原町議会会議規則第75条の規定により、別紙のとおり、本会議の会期日程等、議会運営に関する事項についての閉会中の継続調査の申し出がありましたので、了承したいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件は、承認することに決定しました。

本定例会の付託議案について、各委員会は会期中に審査し、9月22日の本会議で委員長報告をお願いします。

お諮りします。

本日の会議は、これにて散会したいと思います。御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

したがって、本日の会議は、これにて散会することに決定しました。

本日はこれで散会します。 (午後4時28分)

なお、9月14日は、午前9時30分から総務文教厚生常任委員会、終了後に産業建設常任委員会を、町民館2階議員控室にて開催して、付託議案の審査をお願いします。

また、9月22日は、午後1時30分から開会いたします。

事 務 局 (終 礼)

会議の経過を記載し、その相違なきことを証するために署名する。

議 長

署名議員

署名議員